

極秘

日露契約ニ依リ北樺太ニ於テ獲得セリ
權ノ開發ニ當ラシムヘキ企業團體ノ件ニ
就テハ二月十日閣議決定ノ趣旨ニ基キ海
軍大臣關係五相(外務、大藏、農商務、陸軍、
海軍)次官ノ參集ヲ求メテ協議スル所アリ
結局大體方針トシテ

- 一、北樺太……株式會社ヲ設立セシムルコト
之ヲ法ヲ制定ニ依リ特殊會社トスルハ否ヤハ別
ニ研究スルコト
- 二、從來油田炭田ノ試掘探掘ニ當リ北辰會
(油)「サカレン」企業組合及個人企業者ハ
此ノ際凡テ解散若ハ廢業セシムルコト

而シテ之等在來ノ從業者始末ハ新企業會
社ヲテ解決セシムルコト

- 三、北辰會「サカレン」企業組合及個人企業者
等ト露人トノ關係ニ就テハ其ノ解散若
ハ廢業前彼等間ニ解決セシムルコト
- 四、政府從來ノ投資(海軍)直接投資四百九
十(万円)始末ニ就テハ別ニ研究スルコト
- 五、株式會社ノ組織(株主ヲ日本人ニ限ルハ
キヤ等)ハ別ニ研究スルコト
- 六、政府ハ新企業會社ニ對シ適當ノ方法ニ
依リ監督權ヲ行使シ條約上ノ權利義
務ヲ遂行セシムルコト

MT 171037

MT 171037

ニ意見略ホ一致アリ但シ農商務次官ハ炭田
開採ノ現状ニ於テ到底採算不能ナル見地ヨ
リ油業ト炭業ト別個ノ會社ニ經營セシム
ルヲ可トシ之ヲ一企業團體トスルニ就テハ留保セ
ラレタリ

今後本件進捗上最モ必要ナルハ

一、新企業會社ヲ法ノ制定ニ依ル特種會
社トスヘキヤ如何

ノ問題ヲ決定スルコトニシテ右ニシテ決セハ上記四
五、六項等ノ問題モ自ラ解決ノ途ニ就キ得ヘ
シ之ニ關シテ次ノ三案アリ各々利害アリコト附
記ノ如シ

(甲) 法ノ制定ニ依リ特殊會社ヲ設立スル案 (大藏
次官提案、別紙甲)

利點

(1) 政府ハ充分ナル監督權ヲ行使シ條約上
所定ノ期間内ニ調査、試掘 (既着手油田
ノ開採ハ勿論一年内ニ一千平方露里ノ地域ヲ決
定シ十年間ニ試掘ヲ了ラサルヘカラス 試掘費一
井約三十万円ヲ要ス) 等ヲナサシメ之ニ依テ地權
大、真價ヲ確認シ得ヘク又海軍ニ於テ
希望スル先買權ヲ得ヘシ便ナルコト
今回獲得セシ利權ハ或意味ニ於ケル厄
港事件ノ賠償ナルカ故ニ政府ニ於テ之

MT

171037

151

MT

171037

150

1-1967

0:16

ニ関與シテ法ヲ以テ特殊會社ヲ起スハ最モ
此ノ意義ニ合スルコト
(註)大藏省案ニテハ政府ノ監督方法其ノ他ニ
手心ヲ加ヘ官臭ヲ減スルニ意ヲ用キアリ

害點

- (1) 日露交渉ノ経過ニ鑑ミルニ露國ハ日本官憲ニ利權ノ讓渡ヲ欲セス從テ特殊會社トシテ官臭紛々タル時ハ今後ノ細目規定ヲ困難ナラシムル慮アリコト
- (2) 特殊會社ハ公平ナル競争場裡ニ立ツニ(Fair Competition)適セス又各種ノ因縁ヲ生シ事業却テ不振トナリ易シ

(1) 純然タル民營ノ私立會社トスル案(農商務次官提案別紙乙)

本案ニ對スル利害ハ大体(甲)案ニ對スルモノニ
反面ト見ルコトヲ得殊ニ其ノ不利ナル點トシテ
ハ之ヲ純粹ナル民營トスル時ハ大資本ヲ有
スル同業者ニ買収セラレ專ラ其ノ商略上ノ
便宜ニ立脚シテ經營セラルルニ至ルハク礙
ヘ政府ニ於其ノ經營ニ相當干渉ヲ加フル
トスルモ法律上ノ義務ヲ有セシメサル限リ之
ヲ強制スルコト不能ニシテ結局地權大資源
ノ開發ニ遺憾ヲ見ルニ至ルヘシ

(丙) 民營會社トシテ法律ヲ以テ其作業ヲ指

MT 171037

MT 171037

定スルノ案(農商務次官提案)
甲(四)両者中間策ナリ法律ヲ以テ作業指定
ノ例ハ日露漁業等ニ對スル先例アリトセテ
要スルニ會社ハ(甲)(乙)兩何レカノ形式ヲ採ラザ
ルヘカラス速ニ其ノ利害ヲ查覈シテ決定スルヲ要ス
(以下参考事項)

MT

171037

154

1-1967

0:18

北樺太油田、炭田、現在及将来

(一) 油田

在来投資 海軍四百九十九万円(油田調査費其他)

間接費トシテ陸軍駐兵費、若干ヲ

考慮シ得ヘシ

北辰会百六十五万円(拂込資本及借

入金)ト称ス

「スタール」現金出資セサルモ、調査投資

七十五万円(貸借金相殺セシム)

試掘現状 一、大正八年来継続実施シ有望油田

地域、調査ハ略々終了シ、一年以内三千

平方露里、撰擇ニ困難ナシ

二、目下、掘井総数 三十内、廿井、出

油ス

三、「オハ」油田、現状ニテハ出油井全部

ヨリ採油セ、一日六百石乃至七百石

(一日百七半額)ヲ得、但目下「オハ」

ノ量ニ限リアルモ、一月三百石乃至

三百五十石(一日六十石以内)ヲ採油シ

ニ遊キス

四、「オハ」出油、道ニ艦船燃料ニ適ス

十三年度内ニ於テ北樺太方面ニ行

動セ、一輪油船、配逐艦等、之ヲ

使用セ、「オハ」ニ小規模ノ給油設

備アリ

MT

171037

156

MT

171037

155

将来見込 一、二、ハ、油田ニテ年額五万吨程度採油

ハ大志困難ナク稼行ニ得ル見込而シテ
其、総産量三百六十七万吨見込

ニ其他既着手ノ七地方試掘、結

果、何レモ若干、油氣アリ、殊ニ「ストウ」

ニ於テハ揮發油ニ近キ出油ヲ見ルモ

一般ニ經費不足、為試掘充分ナク

将来ヲ断定スルハ不可能ナリ、但シ地

積、油北及以テ、試掘、結果ニ見

約五百万吨程度、産量見込

ニ未着手油田一千平方露里ニ就

テハ勿論適確ナル豫想ヲ下シ難キ

相当出油ヲ見ルモ、疑ヲ容レズ(現ニ

油頭ヲ発見見場所アリ)

四、大体ニ於テ既用未用油田ヲ合セ年

額二千万吨乃至三千万吨ハ帝國ニ収

得ニ得、見出高ナリ

(二) 山岳田

在来投資

「サガレン」企業組合四百六十万円ト称ス

「スター」現金五萬圓ニシテ礦産権以外

本人所有ノ建物等ヲ二千万円ト評價ス

採掘現状一、「ドウエ」山岳田及「ロカトウ」山岳田

採掘中ニシテ年額「ドウエ」約八

万吨、「ロカトウ」約二万吨

計十万吨ナリ、主トシテ駐屯軍

MT 171037

158

MT 171037

157

1-1967

0:20

及亞港方面、需要ニ充ツル規模、
積出設備アリ

二、ドウ工、炭坑、山脈質、西海岸中
最々優良ニシテ、ロカトウ、
何れも、艦船工場等、燃料ニ適シ、又
煉炭及、炭製造ニ適ス。此、
炭坑、何れも、海炭ニ近ク存在シ、
汗運搬共ニ容易ナリ

将来見込

一、北洋、大西洋、海岸、炭田、能、
九億ト評價サレ、其、内、炭、
ヲ我邦ニ取、得、キヤ、細目協
定ヲ待、タ、サ、ハ、明、ナ、ラ、サ、ル、
ト、ウ、工、炭

坑地方、一億ト、約、一億ト、
ト云ハ、ロカトウ、
正ヲ合セテ、三億ト、
ナルコト、無理ニ、
二、更ニ、五十万ト、
年頓、二十万ト、
手ニ、炭坑

三、目下、
現状ニ、
トモ、
ヲ豫想、
当ラ、
()

MT

171037

160

MT

171037

159

1-1967

0:2:

◎北辰会「サガレン」企業組合ト「スタヘー」ト關係

一露國ノ法律ニ依リハ露國ハ原則トシテ外人ノ礦業企
業ヲ許ササルカ故ニ(「コンセッション」場合ハ此限ニ在ラス)
日本企業家ニシテ樺太ニ礦業ヲ営ムントスルモノハ露
人中ノ有權者ヲ利用スルノ外無カリシ則チ露人ノ支ク
カ石油ニ関シテハ某々地域ニ試掘權ヲ又石油ニ関シテ
ハ某々地域ニ採掘權ヲ有セシムルヲ北辰会ノ前身
タル久原礦業「サガレン」企業組合ノ前身タル三菱各
「スタヘー」ト協議シテ彼ノ權利ヲ我ハ金ト技術ヲ出ス
事ヲ原則トシテ資本ニ所得平等又ハ折半主義ノ
下ニ事業ニ着手セシムナリ

但目下從業中ノ最モ有望ナル「オハ」油田「ツ」

山坑ハ例レモ「スタヘー」ノ權利ニ關係ナシ

ニ九末「スタヘー」ノ權利ナルモノハ旧帝政時代ニ獲得セ
シノ如ク從テ現共産政府ヨリ見レハ失効ナルヘク
又其權利獲得ノ時核子仔細ニ点檢スル時ハ
疑ハシキモノナキニ非ルモノ日本ハ漫リニ外國ノ資源ニ
着手スルモノニ非ル意志ヲ表スル為又「スタヘー」
カ其ノ所謂權利ナルモノヲ他ノ外國人ニ賣買シ
果テ及ホスカ如キト無カラシメンカ為從來可
成「スタヘー」ノ權利ヲ擁立スルノ態度ヲ擇
来レシモ法理的ニ云ハ右ハ根據薄弱ナルモノ
トナルヘシ高「スタヘー」ノ權利継続ニ就テハ帝
軍事占領中ニ限ル旨ヲ表示シアリ

MT

171037

162

MT

171037

161

1-1967

0:22

三、スタハーフの金は、窮乏の結果、会社経営上其の
 半権者トシテ、出資ヲナレ得ヌ為ニ「サガレン」企
 業組合トノ関係ニ於テハ遠カラズ討算ノ資格
 ヲ失フカ如キ実状ニ在リ

四、以上北辰会ト「スタハーフ」又ハ「サガレン」企業組合
 トノ関係ニ就テハ政府トシテ干渉セム事ナシ

◎海軍ト北辰会トノ関係

大正八年五月北辰会ハ久原礦業、畜業ヲ継
 業シ「スタハーフ」レ、試掘権ニ基キテ「又トウ」レ附近
 試掘ニ従事スルカ偶々尾港方面ヨリ「バルチサン」ノ
 未鑿スルアリテ作業負ハ急遽撤退ノ已ムナキニ

至リ作業ニ一種控ヲ果セシメ大正九年七月北辰
 会ノ軍事占領トナリ且、軍事占領中ハ軍事上
 ノ必要ニ基キテ「スタハーフ」レ、試掘権正外ト雖便宜
 ノ地ヲホメテ着手シ得ヘキヨリ漸ク復治セシメ経
 費所要額意外ニ大ニシテ尚躑躅ノ色アリキ
 依テ海軍ト別ニ油田調査費、支出ヲホメ之ヲ
 直営スルニ決シ、実施ニ於ケル器具、機械、人員等
 ノ北辰会ヨリ供給セシムル一種ノ諸員トナシテ今日ニ
 及ヘルモノナリ

MT

171037

164

MT

171037

163

1-1967

0:23

極秘

北樺太礦業株式會社設立要項

一 設立方法

北樺太礦業株式會社法制定ニ依リ之ヲ設立ス

注意

イ スタヘトフ關係ハ本法施行前ニ北辰會ヲシテスタヘトフニ對シ
(例ハ七拾五萬円)ヲ支拂ヒ之ヲ解決セシムルモノトス

ロ 北辰會トノ關係ハ會社設立後同會投資額(百六拾五萬円)
及同會ヨリスタヘトフ支拂フヘキ(例ハ七拾五萬円)ヲ新設會社

ヨリ北辰會ニ支拂ヒ北辰會ヲ解散スルモノトス

ハ サガレン企業組合トノ關係亦イ及ロニ準ス

ニ 三菱經營ズウ工炭山ニ對シテハ其ノ投資金額(例ハ四百拾萬

円)ヲ以テ新設會社之ヲ買收スルモノトス

小企業者經營ノ炭山亦之ニ準ス

ホ 北辰會及サガレン企業組合ニ加入シ居ル者中主立ケタル者ヲ

又新會社設立ニ當リ設立委員ニ任命スルモノトス

一 目的

同社ハ北樺太ニ於テ石油並石炭ノ採掘並試掘及其ノ附帶事業ヲ爲
スモノトス

一 資本金

例ハ八參千萬円(内拂込千五百萬円)

一 存立期間

例ハ三十年

一 政府ノ出資

政府ハ從來北樺太ニ於テ石油ノ採掘並試掘ニ投下シタル資金ニ依ル
設備ヲ五百萬円ト評價シ會社ニ對スル出資ニ充ツ

一 株主

MT

171037

166

MT

171037

165

會社、株式ハ凡テ記名式トシ日本政府日本臣民又ハ日本臣民ノミヲ社員若ハ株主トスル法人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

但シ取締役會ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ露國人モ株式ヲ所有スルコトヲ得

一 政府ノ監督

イ 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトス

但シ第一期ノ取締役ハ政府之ヲ任命ス

ロ 會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法律命令若ハ會社ノ目的ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ監督官廳ノ命シクル事項ヲ執行セサルトキハ政府ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職スルコトヲ得
ハ 定款變更利益金ノ處分株金ノ拂込、社債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

ニ 政府ハ會社ニ對シ試掘ヲ命シ又ハ必要ナル施設ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス

一 政府ノ保護

會社ハ其ノ創立初期ヨリ(例ヘハ十年)間政府ノ所有スル株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要セサルモノトス

但シ右期間内ト雖モ政府所有ノ株式以外ノ株式ニ對スル配當利益カ八分ヲ超ユル場合ニハ先ツ右八分ノ配當ヲ下ラサル限度ニ於テ政府所有ノ株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要ス

一 會社納付金

會社ノ配當シ得ヘキ利益カ年一割ヲ超過スルトキハ政府所有株ニ對スル利益配當ノ外ニ該超過額ノ半額ヲ政府ニ納付スヘシ

一 設立委員

政府ノ任命シタル設立委員ニ於テ會社設立ニ關スル一切ノ事務

MT 171037

MT 171037

1-1967

0:26

ヲ掌理スルモノトス

一 監督官廳

外務省及農商務省ニ於テ關係官廳大藏省、陸軍省、海軍省
ト協議シ監督ス

MT

171037

169

1-1967

0:27

出取
出取
出取

契約書

第一條 日本政府ハ山東縣業解決ニ関スル條約及
山東縣業細目協定ノ規定ニ從ヒ淄川、金
嶺鎮及坊子ノ三鑛山ヲ魯大鑛業股份有
限公司ニ引渡ス。

前項引渡實施ノ細目ニ関スルハ日本政府ノ任
命スル引渡實施委員ト會社代表者ト、同ニ協
定ス。

第二條 魯大鑛業股份有限公司ハ第三條規定ノ方法
ニ從ヒ山東縣業細目協定第二十四條規定ノ
補償金全五百万円ヲ日本政府ニ支拂フハシ
第三條 前年日本政府ニ付スル補償金ハ魯大鑛業
股份有限公司ニ於テ八分以上ノ配当ヲナス切金

外務省

ニ於テ右超過純利益ノ半額ト同額ノ金員ヲ日
本政府ニ支拂フモノトス

第四條 第二條規定ノ日本政府ニ付スル補償金ハ無利息
トス

第五條 魯大鑛業股份有限公司カ第二條規定ノ補
償金ヲ償還セサル以前ニ第一條記載鑛山ノ
全部又ハ一部ヲ處分シ又ハ擔保ニ供セントスル
トキハ豫メ日本政府ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス
一、會社ノ解散増資又ハ減資

二、社債ノ發行又ハ百萬円以上ノ借入金
第六條 魯大鑛業股份有限公司ハ第二條ノ補償
金ヲ完済スル迄ハ毎決算期其他日本政府
ノ請求アルトキハ何時ニテモ會社ノ財産目錄

魯大鑛業股份有
限公司ニ付第一條
規定ノ補償金ヲ
償還セサル以前ニ
左ノ行為ヲ為サム
トスルコトハ豫メ日
本政府ノ承諾ヲ受
ルコトヲ要ス

MT 171037

171

MT 171037

170

1-1967

0:28

損益計算表及貸借対照表其他報告書
ヲ提出スヘシ

第七條 日本政府ハ第二條規定補償金ノ完済ヲ
受クル迄ハ會社ニ就キ其ノ事業並ニ財産状況
ヲ調査スルコトヲ得但會社ノ鉉務及營業
ノ進行ヲ妨ケサル事ヲ要ス

第八條 本契約ハ補償金償還ト同時ニ效力ヲ失フ

日本 大正十二年八月十六日

中華民國十二年八月十六日

主支那

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉

魯大鉉業股份有限公司

總理 靳雲鵬

外務省

協理 王占元

協理 田邊勝邪代理

專務董事 田中末雄

MT 171037

173

MT 171037

172

1-1967

0:29

大

官

歐米局長

改

歐米第課

五

北樺太油田炭田利権経営者等ニ関スル件

日露基本条約附屬議定書(乙)ニ據リ北樺太石油炭利権ニ

関シ帝政府推薦スル業者等利権中業業等ニ関シ外

務者トシテ注意スル事項有ル如シ

一、北樺太石油炭利権ハ尼港事件賠償ノ意思ヲ包含メテ我

方ニ許照セシムルニ至レルモノナリ依リ右條約ニ付テハ賠償ノ費

ヲ事件トシテ考慮セラルコトヲ要ス

外務省

MT 171037 174

二、元来今回ノ日露交渉ニ於テ我方ハ最初利権取得者ヲ日

本政府又ハ其ノ推薦スル業者トスルキコトヲ主張シタルモ露方側

ノ反対ヨリ政府ノ名ヲ除キタル次第ナリ顧ミ奉ルべき業者トシテ

半中半民ノ企業団体ヲ指定スル場合ニモ政府側ニ多大ノ

影響トシテ有ルハニトハ其ノ遊スルコトヲ要ス

三、北樺太業中付主薩哈連鄂遺棄ニ於テ北樺太炭田ノ採掘又

ハ試掘権ニ付日露人ノ共有ヲ認メ現ニ此等炭田採掘行

ハアムモノアムクナリ付此等理由日本人ハ所望業者申シ

外務省

MT 171037 175

1-1967

0:30

ヲ
網
羅
ス
ル
ヲ
道
老
ト
シ

外
務
省

MT 171037

176

1-1967

0:31

秘

覺 書

大正十四年二月九日閣議決定

海 軍

日露基本條約御批准ヲ得タル曉ニ於テハ速ニ政府ニ於テ北樺太油
田炭田開發ニ當ラシムヘキ一企業團體ヲ指定シ右利權ニ關スル細
目協定ヲナサシムヘキ必要アルニ就テハ關係各省（大藏、海軍、
農商務、陸軍、外務）指導ノ下ニ北辰會加盟實業家竝爾餘ノ有力
ナル實業家ニ對シ右企業團體ニ加入スルノ意志アルヤ否ヤヲ確メ
速ニ其ノ成立ヲ促進スルノ必要アリト認ム

現ニ北樺太油田炭田開發ニ從事セル本邦實業家左ノ如シ

(1) 石油關係

北辰會（三井、三菱、日本石油、大倉、鈴木、久原）

大正十四年二月九日
閣議決定
此項協定之施行
官印付録、席上
決着者自ラ受取

海 軍

MT 171037

177

(2) 石炭關係

三菱、三井、住友、澁澤、淺野、大倉

MT 171037

178

1-1967

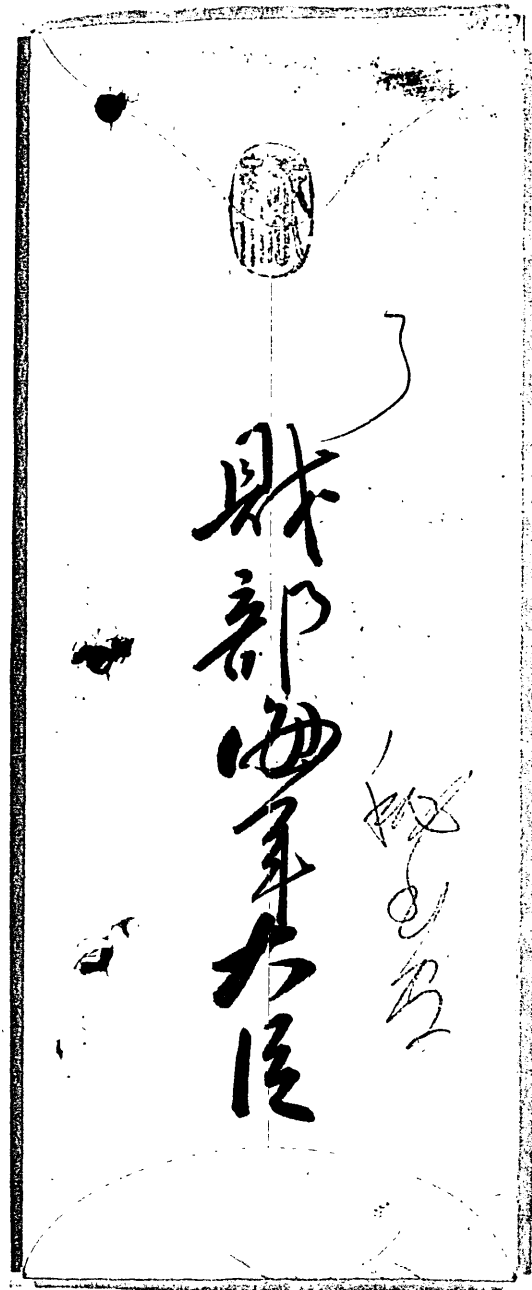
0:32

出淵外務次官殿
 時表
 親展

孫
君は明治十一年...
 孫
君は...

1-1967

0:33



1-1967

0:34

此書係政府所屬
出部

二月十二日
五

拜啟

前略北樺太之於今

油田岩田開闢之為

之以上之企畫國休之

義之付担議致為右

之就三六末十三百(末雁)

十年前時(高層行政會議)

...

1-1967

0:35

義之付提議教名

之就云来十百(未確)

午前十時(當治官會議)

被開信之於云在教后後)

有海軍大臣官邸

御名集本物及以如

得者意也

追云有官午無準備教名

方御此序之有無御指

得之信

約見

二月十日

海軍大臣

海軍大臣官邸

御存集本如反又如

得者意也

追々有旨午無準備致者

方御出居之有是御指

得之

得之

二月十日

海軍大臣

出陣事務

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

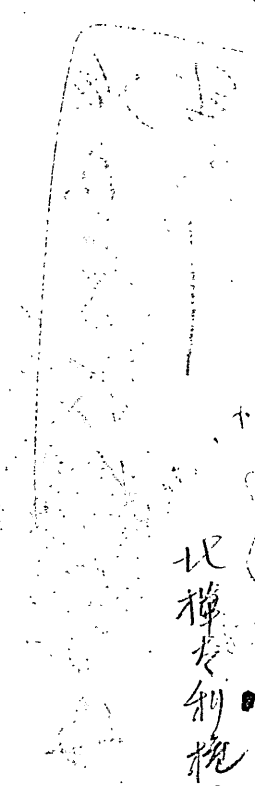
抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)

抄送... (mirrored text)



1-1967

0:38

極秘

大臣

政務次官

次官

參與官

歐米局

條約局長

大正十四年二月十二日

内閣書記官長 江木 翼

外務大臣 男爵 幣原 喜重郎 殿

依命 通牒

本月九日左ノ通閣議決定相成候

覚書

日露基本條約御批准ヲ得タル曉ニ於テハ速ニ政府ニ於テ
北樺太油田炭田開發ニ當ラシムヘキ一企業團體ヲ指定シ
右利權ニ関スル細目協定ヲサシムヘキ必要アルニ就テハ
閣僚各省(大藏、海軍、農商務、陸軍、外務)指導ノ下
ニ北辰會加盟實業家並爾餘ノ有力ナル實業家ニ對

シ右企業團體ニ加入スルノ意志アルヤ否ヤヲ確メ速ニ其ノ
成立ヲ促進スルノ必要アリト認ム

現ニ北樺太油田炭田開發ニ從事セル本邦實業家左ノ如シ

(一) 石油關係

北辰會(三井、三菱、日本石油、大倉、鈴木、久原)

(四) 石炭關係

三菱、高田、住友、滋澤

MT 171037 180

MT 171037 179

1-1967

0:39

明治三十三年九月十四日附
法律第八十七号

帝ハ臣民ニシテ外ハニテ
帝ハ内ニテ設主スル
社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ
ルニ準據セシムトヲ得

MT 171037

181

1-1967

0:40

大臣

歐米局

條約局長

覚

一、北樺太。株式會社ヲ設立セシム之ヲ特種會社トナスヤ否ヤハ研究中

二、北辰會。サガレン企業組合及個人企業者ハ何テ之ヲ解散ス其ノ始末ニ就テハ新會社ヲ

三、北辰會。サガレン企業組合個人企業者等ト露人トノ關係ニ就テハ之等各會社企業組合等ニ就テ解決スル

四、政府從來ノ投資開始ニ就テハ目下研究中

五、政府ノ適當ノ方法ヲ設テテ監督ス

大正十四年二月十六日 勅令 勅令 勅令 勅令

但し、此ノ説ハ、石炭ニ對シテハ、大正十四年二月十六日 勅令 勅令 勅令 勅令

3.5
海
模造半葉才三行紙
873

MT 171037

182

秘

北樺太礦業株式會社設立要項

一 設立方法

方孔有案

北樺太礦業株式會社法制定ニ依リ之ヲ設立ス

注意

イ スタヘーフ關係ハ本法施行前ニ北辰會ヲミテスタヘーフニ對シ

(例ハ七拾五萬圓)ヲ支拂ヒ之ヲ解決セシムルモノトス

ロ 北辰會トノ關係ハ會社設立後同會投資額(百六拾五萬圓)

及同會ヨリスタヘーフ支拂フヘキ(例ハ七拾五萬圓)ヲ新設會社

ヨリ北辰會ニ支拂ヒ北辰會ヲ解散スルモノトス

ハ サガレン企業組合トノ關係亦イ及ロニ準ス

ニ 三菱經營ズウ工炭山ニ對シテハ其ノ投資金額(例ハ四百拾萬

圓)ヲ以テ新設會社之ヲ買收スルモノトス

小企業者經營ノ炭山亦之ニ準ス

ホ 北辰會及サガレン企業組合ニ加入シ居ル者中主立キタル者ヲ

又新會社設立ニ當リ設立委員ニ任命スルモノトス

一 目的

同社ハ北樺太ニ於テ石油並石炭ノ採掘並試掘及其ノ附帶事業ヲ爲

スモノトス

一 資本金

例ハ八參千萬圓(内拂込千五百萬圓)

一 存立期間

例ハ三十年

一 政府ノ出資

政府ハ從來北樺太ニ於テ石油ノ採掘並試掘ニ投下シタル資金ニ依ル
設備ヲ五百萬圓ト評價シ會社ニ對スル出資ニ充ツ

一 株主

MT

171037

184

MT

171037

183

1-1967

0:42

會社ノ株式ハ凡テ記名式トシ日本政府日本臣民又ハ日本臣民ノミヲ社員若ハ株主トスル法人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

但シ取締役會ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ露國人モ株式ヲ所有スルコトヲ得

一 政府ノ監督

イ 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトス

但シ第一期ノ取締役ハ政府之ヲ任命ス

例

口 會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法律命令若ハ會社ノ目的ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ監督官廳ノ命シクル事項ヲ執行セサルトキハ政府ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職スルコトヲ得
ハ 定款變更利益金ノ處分株金ノ拂込、社債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

ニ 政府ハ會社ニ對シ試掘ヲ命シ又ハ必要ナル施設ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス

一 政府ノ保護

會社ハ其ノ創立初期ヨリ(例ヘハ十年)間政府ノ所有スル株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要セサルモノトス

但シ右期間内ト雖モ政府所有ノ株式以外ノ株式ニ對スル配當利益カ八分ヲ超ユル場合ニハ先ツ右八分ノ配當ヲ下ラサル限度ニ於テ政府所有ノ株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要ス

一 會社納付金

會社ノ配當シ得ヘキ利益カ年一割ヲ超過スルトキハ政府所有ノ株式ニ對スル利益配當ノ外ニ該超過額ノ半額ヲ政府ニ納付スヘシ

一 設立委員

政府ノ任命シタル設立委員ニ於テ會社設立ニ關スル一切ノ事務

MT 171037

MT 171037

1-1967

0143

ヲ掌理スルモノトス

一 監督官廳

外務省及農商務省ニ於テ關係官廳大藏省陸軍省海軍省
ト協議シ監督ス

(三)

MT 171037

187

1-1967

0:44

石炭の採掘

炭田ニ付テ

一薩哈噠企業組合、既投資額ハ四百六十萬圓ニシテ現在、出炭量ハ年産約八萬噸「ロガトウ」約二萬噸合計十萬噸以下ナリ而シテ積出設備亦十萬噸ヲ出テス之ヲ内地炭田噸當設備費、十圓トスルモ約四倍半ニ當ル

二當談炭種ハ主トシテ煉炭又ハ骸炭用ナリ従テ之カ需用先自ラ制限セラル假ニ之カ京濱着一噸當生産費ヲ見積ルニ資本ニ對スル償却及

利子ヲ除キ棧橋渡少クモ八圓積込ニ圓運賃五圓計十五圓以上ヲ要スヘシ而シテ其ノ賣價ハ平均十三圓ヲ出テサルヘシ之ヲ内地炭ノ收支ニ比スルニ遠ニ不利ナリ

三故ニ其ノ出炭量ヲ増加スルコトニ依リ收支計算ヲ樹ツルノ外ナキモ積出港ノ情況其ノ他、事情ハ大體ニ於テ年産二十萬噸以上ノ出炭ヲ見積ルコト困難ナルヘシ此ノ十萬噸ノ増量ニ對シテハ尙少クモ五十萬圓ノ投資ヲ必要トスヘシ假ニ此ノ前提ヲ採ルモ設備費ニ於テ内地ノ二倍半ニ當リ生産費モ亦多クノ低下ヲ期スルコト困難ナルヘシ以上ノ事實ニ依リ本事業ヲ繼承セシムヘキ會社ノ存立困難ナルコト明ナリ

MT 171037

189

MT 171637

188

1-1967

0:45

石油の発展

油田計畫要綱

- 一 北辰會ヲ解散シテ壹千萬圓ノ新設會社ヲ創立ス
ルコトトシ北辰會ノ組織員ヲシテ發起人タラシメ一部ハ
發起人ヲシテ引受ケシメ他ハ一般ヨリ之ヲ募集スルコ
ト
- 二 新設會社ノ第一回拂込金額ハ二分ノ一トスルコト(表参照)
- 三 新設會社ハ先ツ「オー」油田ヨリ年産三十萬石ヲ採油
スルコトトシ「オー」油田以外ノ油田ノ調査及試掘ヲ行
フ調査及試掘費ハ大體年額五十萬圓トスルコト(表
参照)

備考

- 一 油田ト炭田トハ從來ニ於テモ事業者ヲ別ニセルノミナラス
現ニ雙方ニ加入セル同一系統ノモノト雖會社ヲ異ニスル
等其ノ計算ヲ別ニスルモノアリ且此際之ヲ合同起業
セシムルコト困難ノ事情アルヤニ考ヘラレルヲ以テ之ヲ
別個ノ起業トナスコト
- 二 政府ニ於テ投シタル經費ハ内地ニ於ケル國庫負担ノ
地質調査費ト同一ニ視ルコト
- 三 産油ニ付テハ政府ニ於テ先買權ヲ有スルコト及必要
ニ應ジ監督權ノ行使ヲ爲シ得ヘキコト
- 四 政府ニ於テ一層正確ニ調査及試掘ヲ行フ必要アリト認
ムル場合ニ於テ會社カ其ノ負担ニ堪ヘサルトキハ前記
年額五十萬圓ヲ超スル部分ニ付テハ政府ヨリ之
カ補助ヲ爲スヘキコト

MT 171037

191

MT 171037

190

1-1967

0:46

第一表 起業費

現在諸設備及權利買収費	二五〇〇〇〇	不用
才小油田用鑿井機及附屬設備	六〇〇〇〇〇	各壹分壹管ニ付二〇〇〇〇〇円トス
才小以外油田用鑿井機及附屬設備	六〇〇〇〇〇	壹個五千噸入六萬圓ニ付各油分
山元ニ於ケル油槽設備費	六五〇〇〇	五千噸入壹個ト別ニ百噸入一個
海岸ニ於ケル油槽設備費	二〇〇〇〇〇	秋田ニ付壹個ニ付金壹拾四ト付
八吋送油鐵管山元ヨリ海岸送鐵管費	三〇〇〇〇	以テカハニ付金拾四ト付四十間分
小形發動機船(曳船用)	二〇〇〇〇	一艘ニ付壹萬圓ト付各機分
浮船用木船	四八五〇〇	油槽積洋船四艘分
雜費及豫備費	五〇〇〇〇〇	
運轉資金	五〇〇〇〇〇〇	
合計		

MT

171037

192

1-1967

0:47

第二表 収支計算
支出

	第一年度	第二年度	第三年度	備考
産額	九〇〇〇	二一三〇〇	三〇〇〇〇	
管井費 (機械管償却を含む)	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	一井八二回トス 一井二付金五万田先地 一石二付平均金概 拾トス
採油費	一八〇〇〇	四三六〇〇	六〇〇〇	一石二付金考格 トス
山元本船迄ノ原油運搬費	二七〇〇〇	六三九〇〇	九〇〇〇	一石二付金一回トス 産額八割五割計考
「オ」ハニ於ケル本船ヨリ市場 (機運)マデノ運搬費	七六五〇〇	一八一〇五〇	二五五〇〇	
「オ」ハ出張所事務費	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	三年度管償
備船料	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
本社費	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一本二付拾五万田 (深度五割)考本代 調査班二組分
「オ」ハ油田以外ノ試掘費	四五〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇	
地質調査費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
起業費償却	四〇五〇〇	九五八五〇	一三五〇〇	一石二付金四拾五万
合計	二〇二二〇〇〇	二二三三四〇〇	二一九〇〇〇〇	

収入

	第一年度	第二年度	第三年度
原油代 (毎年度産額内報効率) (一付金トシマシ減シタルモノ)	八一〇〇〇〇	一九一七〇〇〇	二七〇〇〇〇〇
差引益金 (△ハ損金)	△二二三〇〇〇	△三二六四〇〇	五二〇〇〇〇
起業費ニ對スル益金割合			一〇・二%

一石二付機油着
二付金拾四萬

MT

171037

194

MT

171037

193

1-1967

0:48

備考

(一) オール油田ニ於ケル油層ノ深サハ現在背斜軸ノ附近ニ至五百間乃至全間ノ間ニテ二百間トスルモ背斜軸左右ノ両端ニ於テ二百間ヲ超ヘス故ニ油井ノ深サハ平均百五十間ト見做シ得ハキモ油井ノ種類ニヨリテハ試験的ニ之ヲ深掘スルノ必要アルヲ以テ油井ノ深サハ全部平均二百間トシテ鑿井費其他ヲ計算セリ

(二) オール以外油田ノ試掘井ハ深サ五百間ニ達セシムルモノトシテ計算セリ

(三) 鑿井ハロータリー式又ハ上総掘式ニ依ルコトアルモ計算ヲ簡單ナラシムル為メ凡テ網掘式ニ依ルコトトナセリ

(四) 出油井ハ鑿井二本ニ付一本ヲ得ルモノトシテ計算セリ

(五) 各油井ノ産油額ハ平均初年ニ於テ日産一〇〇石トシテ爾後毎年三割〇ノ減産スルモノト見做ス而シテ年産額ハ日産額ノ三〇〇倍トシテ計算セリ

第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
一〇〇石	七〇石	四九石	三四石	二四石	一七石	一二石	八石
							見做ス

(六) 現在ノ産油額ハ約日産三〇〇石年額九萬石ナリ之ヲ日産千石年額三十萬石ニ達セシムル為メ第一年度及第二年度ニ於テハ鑿井十本トシ第三年度以降ハ毎年六本ツノ掘鑿スルモノトス

(七) オール油田ニテ掘鑿可能ノ油井数ヲ五〇〇本トシ其内出油井ハ其ノ半数二百五十本トス本邦側ハ其ノ半数即チ百二十五本ヲ獲得スルモノトスレバ其全産油量ハ一〇二五〇、〇〇〇石ニシテ是等ノ油井掘鑿ニ要スル期間ハ約四十年ナリ

MT 171037

MT 171037

(ハ) 鑿井機不當分現在ノモノヲ利用シ將來新規購入ノ
必要ニ備フル為メ鑿井費中ニ其償却費ヲ(償額
ノ八分一)ヲ見積リ之ヲ積立テ置クモノトス

MT 171037

197

1-1967

0:50

北樺太炭坑関係出資概算(大正一四、一三、現在)

一、薩哈連企業組合、出資

二、五〇〇,〇〇〇円

拂込

三、一〇〇,〇〇〇円(概算)

借入金

(三共、主替)

合計四、六〇〇,〇〇〇円

二、スタヘウ、出資見積

二〇〇,〇〇〇円

契約当時、財産見積
但し、繰込を除外す

備考、一、契約より三、菱ハスタヘウニ一、〇〇〇,〇〇〇円ヲ

支拂ヒアリ

二、現設備ヲ改善スレハ年額二十万円ノ出資

ハ可能ナルベク之ニ要スル運轉資本ハ約

百万円ニテ可ナルヘシ

海

軍

MT

171037

198

1-1967

0:5:

北樺太原油 年額十万吨 搬出ニ付スル收支計算	
固定資本	旧 七、〇〇〇、〇〇〇
	新 二、〇〇〇、〇〇〇
運轉資本	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇
新規設備費	二、〇〇〇、〇〇〇
内訳	
油槽	七〇〇、〇〇〇
鉄管	四〇〇、〇〇〇
軽鉄	二〇〇、〇〇〇
船舶	二〇〇、〇〇〇
海岸設備	五〇〇、〇〇〇
作業費	一九〇、〇〇〇
内訳	
坑井掘鑿費	七〇〇、〇〇〇
油田間接費	一〇〇、〇〇〇
採油送油費	二〇〇、〇〇〇
試掘費	四〇〇、〇〇〇
銷却	二〇〇、〇〇〇
諸税金	一五〇、〇〇〇
本社費	一五〇、〇〇〇
収入	
原油賣上	三、〇〇〇、〇〇〇
支出	
作業費	一九〇、〇〇〇

美濃半部十三行算帳

MT

171037

200

海軍

北樺太原油 年額十万吨 搬出ニ付スル收支計算	
固定資本	旧 七、〇〇〇、〇〇〇
	新 二、〇〇〇、〇〇〇
運轉資本	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇
新規設備費	二、〇〇〇、〇〇〇
内訳	
油槽	七〇〇、〇〇〇
鉄管	四〇〇、〇〇〇
軽鉄	二〇〇、〇〇〇
船舶	二〇〇、〇〇〇
海岸設備	五〇〇、〇〇〇
作業費	一九〇、〇〇〇
内訳	
坑井掘鑿費	七〇〇、〇〇〇
油田間接費	一〇〇、〇〇〇
採油送油費	二〇〇、〇〇〇
試掘費	四〇〇、〇〇〇
銷却	二〇〇、〇〇〇
諸税金	一五〇、〇〇〇
本社費	一五〇、〇〇〇
収入	
原油賣上	三、〇〇〇、〇〇〇
支出	
作業費	一九〇、〇〇〇

美濃半部十三行算帳

MT

171037

199

海軍

1-1967

0:52

海軍																			報効金	三〇〇,〇〇〇
																			計	二,〇〇〇,〇〇〇
																			収益	八〇〇,〇〇〇

美海軍第十三行隊

MT

171037

201

1-1967

0:53

極秘

昭和十一年二月廿日 陸軍省 陸軍次官 文書

大臣

次官 務

陸軍省

日露協約ニ依リ北樺太ニ於テ獲得セル利
權ノ開發ニ當ラシムヘキ企業團體ノ件ニ
就テハ二月十日閣議決定ノ趣旨ニ基キ海
軍大臣關係五省(外務、大藏、農商務、陸軍、
海軍)次官ノ發集ヲ求メテ提議スル所アリ
結局大伴方針トシテ

北樺太……株式會社ヲ設立セシムルコト
之ヲ法ノ制定ニ依リ特殊會社トスルハ否々ハ別
ニ研究スルコト

ニ從來油田炭田ノ試掘探掘ニ當ル北辰會
(油)「サカレン」企業組合及個人企業者ハ
此ノ際凡テ解散若ハ廢業セシムルコト

而シテ之畢在來ノ從業者始末ハ新企業會
社ヲシテ解決セシムルコト

- 三 北辰會「サカレン」企業組合及個人企業者
等ト露人トノ關係ニ就テハ其ノ解散若
ハ廢業前彼等間ニ解決セシムルコト
- 四 政府從來ノ投資(海軍)直接投資四百九
十(万円)始末ニ就テハ別ニ研究スルコト
- 五 株式會社ノ組織(株主ヲ日本人ニ限ルハ
キマ界)ハ別ニ研究スルコト
- 六 政府ハ新企業會社ニ對シ適當ノ方法ニ
依リ監督權ヲ行使シ條約上ノ權利義
務ヲ遂行セシムルコト

MT 171037

MT 171037

ニ意見略ホ一致セリ但シ農商務次官ハ炭田
開採ノ現状ニ於テ到底採算不能ナル見地ヨ
リ油業ト炭業トヲ別個ノ會社ニ經營セシム
ルヲ可トシ之ヲ一企業團體トスルニ就テハ留保セ
ラレタリ

今後本件進捗上最モ必要ナルハ

一、新企業會社ヲ法ノ制定ニ依ル特種會
社トスヘキヤ如何

ノ問題ヲ決定スルニ付右ニシテ決セハ上記四
五六項等ノ問題モ自ラ解決ノ途ニ就キ得ヘ
シ之ニ関シテ次ノ三案アリ各々利害アベント附
記ノ如シ

(甲) 法ノ制定ニ依リ特殊會社ヲ設立スル案 (大藏
次官提案、別紙甲)

利點

(1) 政府ハ充分ナル監督權ヲ行使シ條約上
所定ノ期間内ニ調査、試掘 (既着手油田
ノ開採ハ勿論一年內ニ三千平方露里ノ地域ヲ決
定シ十年間ニ試掘ヲ了ラサルヘカラス 試掘費一
井約三十万円ヲ要ス) 等ヲナサシメ之ニ依テ地權
大、真價ヲ確認シ得ヘク又海軍ニ於テ
希望スル先買權ヲ得ヘシ便ナルコト
(2) 今回獲得セシ利權ハ或意味ニ於ケル厄
港事件ノ賠償ナルカ故ニ政府ニ於テ之

MT

171037

205

MT

171037

204

1-1967

0:55

ニ關與シテ法ヲ以テ特殊會社ヲ起スハ最モ此ノ意義ニ合スルコト

(註)大藏省案ニテハ政府ノ監督方法其ノ他ニ手ハ加ヘ官臭ヲ減スルニ意ヲ用キアリ

害點

(一)日露交渉ノ經過ニ鑑ミルニ露國ハ日本官憲ニ利權ノ讓渡ヲ欲セス從テ特殊會社トシテ官臭紛々タル時ハ今後ノ細目規定ヲ困難ナラシムル虞アリ

(二)特殊會社ハ公平ナル競争場裡ニ立ツニ(Fair Competition)適セス又各種ノ因縁ヲ生シ事業却テ不振トナリ易シ

(三)純然タル民營ノ私立會社トスルノ案(農商務次官提案別紙ニ)

本案ニ對スル利害ハ大伴(甲)案ニ對スルモノニ反面ト見ルコトヲ得殊ニ其ノ不利ナル點トシテハ之ヲ純粹ナル民營トスル時ハ大資本ヲ有スル同業者ニ買収セラレ專ラ其ノ商略上ノ便宜ニ立脚シテ經營セラルルニ至ルヘク辟テ政府ニ於其ノ經營ニ相當干渉ヲ加フルトスルモ法律上ノ義務ヲ有セシメサル限り之ヲ強制スルコト不能ニシテ結局地樁大資源ノ開發ニ遺憾ヲ見ルニ至ルヘシ

(四)民營會社トシテ法律ヲ以テ其作業ヲ指

MT

171037

207

MT

171037

206

9.

定スルノ案(農商務次官提案)

甲乙兩者中間策ナリ法律ヲ以テ作業指定

ノ例ハ日露漁業等ニ對スル先例アリト云フ

要スルニ會社ハ甲乙兩何レカノ形式ヲ採ラザ

ルヘカラス速ニ其ノ利害ヲ查覈シテ決定スルヲ要ス

(以下参考事項)

MT

171037

208

1-1967

0:57

北樺太油田、炭田、現在及将来

(一) 油田

在来投資

海軍四百九十九万円（油田調査費其他）

間接費トシテ、陸軍駐兵費、若干ヲ

考慮シ得ヘシ

北辰会百二十五万円（樺江資本及借

入金）ト称ス

「大タ」トシテ、現金出資セサルニ、調査投資

七十五万円（貸借金相殺セムノ）

試掘現状

一、大正八年来継続実施シ有望油田

地域、調査ハ略々終了シ、一年以内ニ千

平方露里ノ撰擇ニ困難ナシ

二、目下、掘井総数三十内十井ニ出

油ス

三、オホレ油田ハ現状ニテハ出油井全部

ヲ採油セハ一日六百石乃至七百石

（一日百七十年額）ヲ得但目下ハ「タンク」

ノ量ニ限リアルヲ以テ一日三百石乃至

三百五十石（一日六十石以内）ヲ採油シテ

ニ貯キス

四、オホレ出油道ニ艦船燃料ニ適ス

十三年度内ニ於テ北樺太方面ニ行

動セシ一給油船、駆逐艦等、之ヲ

使用セテオホレニ小規模ノ給油設

備アリ

MT

171037

210

MT

171037

209

将来見込二月ハ油田ニテ年額五万吨程度採油

ハ大ニ困難ナク稼行シ得ル見込而シテ

其、総礦量三百六十七万吨見込

ニ其他既着手ノ七地方試掘、結

果ハ何レモ若干ノ油氣アリ、殊ニトウ

ニ於テハ揮發油ニ近キ出油ヲ見タル

一般ニ經費不足ノ為試掘充分ナ

将来ヲ断定スルハ不可能ナリ但シ地

積、油北及以テ、試掘、結果ニ見

約五百万吨程度ノ礦量見込

ニ未着手油田一千平方露里ニ就

テハ勿論適確ナル豫想ヲ下シ難キ

相当出油ヲ見ルキハ疑ヲ容リス(現

油頭ヲ發見スル場所アリ)

四、大体ニ於テ既用未用油田ヲ合セ年

額二千万吨乃至三千万吨ハ帝國ニ收

得ル得々見當ナリ

(二) 炭田

在来投資

サガレン企業組合四百六十万円ト称ス

ルスターフ、現金去資ナシ礦区権以外

採掘現状一、ドウエ山坑及ロガトウイ山坑ヲ

採出中ニシテ年額ドウエ約八

万吨、ロガトウイ約二万吨、

計十万吨、ナリ、主トシテ駐屯軍

MT

171037

212

MT

171037

211

1-1967

0:59

及 亞港方面ノ需要ニ充ツル規模ノ
積去レ設備アリ

二、ドウエ^レ炭坑ノ山休質ハ西海岸中、
最モ優良ニシテ「ロカトウイ」ハ之ニ次ク
何レモ、艦船工場等ノ燃料ニ適シ又
煉炭及骸炭製造ニ適ス此、兩
炭坑ハ何レモ海炭ニ近ク存在シ航
行運搬共ニ容易ナリ

将来見込

一、北緯太西海岸炭田ノ総量ハ約
九億ト評價セリ其ノ内炭何
ヲ我邦ニ取得シ得ヘキヤハ細目協
定ヲ待タサレハ明ナラサルモ「ドウエ」炭

坑地方ノミナリ約一億トノ礦量アリ
ト云ハ「ロカトウイ」及其他未開礦
区ヲ合セラニ三億トノ取得ヲ豫想シ
タルコト無理ニハアラサルヘシ

二、更ニ五千万トノ程度ノ設備ヲナセハ
年領二十万トノ採出ニ得（既着
手ニ炭坑）

三、目下ノ難関ハ右出炭ノ市場問題ニ
シテ若シ之ヲ本邦ニ搬入スルモノトセハ
現状ニ於テハ採算容易ナラス然レ
トモ將來西比利亞内炭ノ需要者
ヲ豫想スルニ於テハ以テ之ニ悲觀スルニ
當ラサルヘシ

(3)

MT 171037

214

MT 171037

213

1-1967

0:60

◎北辰会「ガレン」企業組合ト「スター」トノ關係

一、露國ノ法律ニ依レハ露國ハ原則トシテ外人ノ礦業企業ヲ許ササルカ故ニ(「コンセッション」ノ場合ハ此限ニ在ラス)日本企業家ニシテ樺太ニ礦業ヲ営マントスルモノハ露國人中ノ有権者ヲ利用スル外無カリシ則チ露國人ノ之ヲカ石油ニ関シテハ某々地域ニ試掘権ヲ又石油ニ関シテハ某々地域ニ採掘権ヲ有セシムルヲ北辰会ノ前身タル久原礦業「ガレン」企業組合ノ前身タル「若」スター「ト」協議シテ彼ノ權利ヲ我ハ金ト技術ヲ出スル事ヲ原則トシテ資本ニ所得平等又ハ折半主義ノ下ニ事業ニ着手セシモノナリ

但目下從業中ノ最モ有望ナル「オハ」油田「ツ」ト

出坑ノ例ニ「スター」トノ權利ニ關係ナレ

二、元來「スター」トノ權利ナルモノハ旧帝政時代ニ獲得スルモノナリ然レテ現共產政府ヨリ見レハ失効ナルモノ又其ノ權利獲得ノ時機等仔細ニ点檢スル時ハ疑ハシキモノナキニ非ルモノ日本ハ漫リニ外國ノ資源ニ着手スルモノニ非ル意志ヲ表スル為又「スター」トカ其ノ所謂權利ナルモノヲ他ノ外國人ニ賣買シ累ヲ及ホスカ如キト無カラシメンカ為從來可成「スター」トノ權利ヲ擁立スル態度ヲ採リ来レルニ法理的ニ云ハ右ノ根據薄弱ナルモノトナルニ高「スター」トノ權利継続ニ就テハ露國ニ軍事占領中ニ限ル旨ヲ表示シアリ

MT

171037

216

MT

171037

215

1-1967

0:6:

三、スタハーフ金ニ窮乏結果会社経営上其ノ
 半権者トシテノ出資ヲナレ得ス為ニサガレン企
 業組合トノ関係ニ於テハ遠カラズ計策ノ資格
 ヲ失フカ如キ実状ニ在リ

四、以上北辰会トスタハーフ又ハサガレン企業組合
 トノ関係ニ就テハ政府トシテ干渉せん事ナシ

◎海軍ト北辰会トノ関係

大正八年五月北辰会ハ久原礦業ノ事業ヲ継
 承シスタハーフレノ試掘権ニ基キラフトウノ附近ノ
 試掘ニ従事スルカ偶々尾港方面ヨリバルヂサンノ
 未鑿スルアリテ作業負ハ急遽撤退ノ已ムナキニ
 至リ作業ニ一頓挫ヲ来セシメ大正九年七月北樺
 太ノ軍事占領トナリ且ハ軍事占領中ハ軍事上
 ノ必要ニ基キラフトハーフレノ試掘礦区外ト雖便宜
 ノ地ヲホメラテ着手シ得ヘキヨリ漸ク復治セシ又短
 費所要額意外ニ大ニシテ尚躑躅ノ危アリキ
 依テ海軍ト別ニ油田調査費ノ支出ヲホメ之ヲ
 道官スルニ決シ実地ニ於ケル器具、機械、人負等
 ノ北辰会ヨリ供給セシムル一種ノ請負トナシテ今日ニ
 及ヘルモノナリ

MT

171037

218

MT

171037

217

1-1967

0:62

山
文

乙
子

大正十四年二月二十四

江木内閣書記官長

出淵外務次官殿

通知

明二十五日午前九時樺太、閩元利権問題、台貴族院
内内閣書記官長室、併參集在取敢取

内閣

MT 171037

219

1-1967

0:63

極秘

北樺太石油石炭ノ利權開採ニ當ラシムヘキ企業團ノ組織ニ関シ三月四日六日及九日ノ三回ニ亘リ海軍大臣官邸ニ於テ先記諸官會合ノ上協議會ヲ開催ス其經過大要別冊ノ通リ

主 宰

安保 海軍次官

外務省

東郷 政米局一課長

陸軍省

杉山 軍務局軍事課長

農商務省

榑 勘目 局員

大藏省

福田 鑛山局鑛政課長

磯谷 同 事務官

菅野 國有財産整理局課長

海軍省

塩澤 軍務局一課長

西 軍需局二課長

村上 經理局二課長

稻石 軍需局員

三井 軍令部參謀

以上

MT

171037

221

MT

171037

220

1-1967

0:64

政府カ從來油田調査事業ニ支出シタル經費ノ處
分法如何

協議經過

處分法ニ二アリ即一ハ單ナル油田事業補助ノ
意味ニ於テ政府ノ權利ヲ放棄スルコト(農)
一ハ政府ノ出資(大)又ハ貸與(外)ノ形式ニ於
テ之ヲ新會社ニ對スル政府ノ權利トシテ
保留スルコトニナリ

一右ニ對シ法律上ヨリ論スレハ政府ノ權利ハ
之ヲ放棄シ難シ其理由トスル所ハ補助ノ
意味ニ於テ財産ヲ拋棄スルハ實質上
歳入歳出ノ混同トナリ採用スヘカラス而シテ
政府支出金ノ大部分ハ試掘井ノ振數経

採油、送油及貯油装置等ニ使用セラレ鐵
管、タンク、唧筒、船舶及振鑿機等ハ
事業上利用ニ得ヘキ狀態ニ於テ現存シ
充分ノ財産價値ヲ有スト認メサルヲ得ス
而シテ之等ノ政府財産中ニハ固有財産法
上ノ固有財産タル不動産(採油、送油及貯
藏 装置)船舶等アリテ法規上任意ニ
之ヲ拋棄シ又ハ無償貸付ヲ為スヲ得ル
モノトス而シテ器具、機械其他物品ニ屬シテ
固有財産法上ノ固有財産ト認メ
難キモノアリト雖トモ斯ル場合ニ於テハ
等シク重要ナル固有財産ナルヲ以テ法規
ノ精神ヨリシテ固有財産ト同様ニ取扱ハ

MT

171037

223

MT

171037

222

1-1967

0:65

サルハカラサルハ言ヲ俟タス蓋シ試掘井及
之等ノ器具機械等ハ相互ニ関聯シテ有
効ニ今後モ事業上ニ使用シ得ヘキモノナレハ
一括シテ取扱フヲ適當トスヘケレハナリ故ニ
政府ハ適當ノ評價ノ下ニ之ヲ新會社ニ
出資スルカ新會社ヲシテ買収セシムルカ
又ハ相當ノ料金を徴収シテ貸付スルヲ要
ス而シテ政府カ油田ノ為メ支出シタル經費
總額約五百十萬円中事務費及地質調
査費合計約五十萬円ヲ除ク四百六十萬円ハ
試掘井ノ掘鑿^及其設備並附帶施設ニ
使用セラレ且ツ相當多量ノ掘油ニ利用セラレ
得ル以上一應相當多額ノ評價ヲ有スヘキ

三

モント推測スルヲ得(大)

二右ニ對シ農商務省側ノ意見ハ既往ニ於ケ
ル政府ノ出資ハ其ノ性質上新會社ニ之ヲ
負担セシムルハ適當ナラサルノコトナラス之ヲ法律
上國有財産トシテ取扱フヘトノ説ニモ首肯
シ難シ又政府出資ノ特種會社トスルコトハ
將來企業ノ繁達ヲ阻害スルノ惧アルヲ以テ
絶對ニ賛同シ難シ

以上何レノ点ヨリ見ルモ政府ハ從來ノ出資ハ
拋棄シ純然タル民營會社トシテ設立セシ
ムルヲ可トストコトナリ

三今假リニ第一項ニ從フトモハ處分方法ハ左ノ
四項ノ何レカニ歸着ス

MT

171037

225

MT

171037

224

1-1967

0:66

(1) 政府ノ器具、機械及試掘井ハ之ヲ新會社ニ讓渡スルカ(農) (假ニ政府ノ器具、機械及不動産等ヲ評價スルトスルモ其ノ現在ニ於ケル之等ノ新設費ヲ標準トシテ之ヲ算出ス可キモト認めラル、ヲ以テ其ノ評價ハ尤進大ナラサルヘク從フラ之ヲ會社ニ讓渡スルモ會社カ多大ナル負擔ヲ増加スヘトハ思考セラレヌ)

(2) 上記ノ費用トシテ政府ハ必要アレハ新會社ニ對シ低利資金ヲ融通スルカ(農)

(3) 政府ノ財産ヲ無償(外)又ハ有償(天)ニテ貸附スルカ

(4) 政府ノ財産ヲ適當ニ評價シテ之ヲ新會社ニ對スル政府ノ出資トシテニ對シテハ適當分其ノ配當ヲ免除スルカ(天)

而シテ右ノ内(1)項ノ低廉ナル評價ハ程度問題ナルモ法外ナル評價ハ法規上許サレズ從フテ新會社カ其ノ讓渡ヲ受クレハ結局會社ノ負擔ヲ増加シ又(1)項ノ低利資金融通ハ今直ニ其ノ能否ヲ定メ難キモ預金貸付法規ニ依リ實施相當困難ナラン又之ヲ貸付スルトスルモ相當ノ利子ヲ必要トセン

又(1)項ノ無償貸附(外)ノ件ハ法規上實行ニ難ク之ヲ有償貸附トスルハ差付ナキモ斯ノ如キハ結局會社ノ負擔増加トナルヘキヲ以テ(2)項ノ方針ヨリ處理スルヨリ外手

MT

171037

227

MT

171037

226

段ナカルヘシトノ大体意見ナルモ此ノ点ニ関
シテハ前段記述ノ如ク根本的ノ意見一致
セサルモノアリ

四、但シ政府財産ノ評價如何ハ實際問題
トシテ困難ナラムモ主義トシテハ北辰會ノ
財産評價ト相関聯スルヲ以テ一方ニ厚
ク他方ニ薄キコトナク雙方均衡ヲ失セ
ザルヲ要ストノ意見アリ
之ニ對シ農商務省側ノ見解ハ従来ニ於
ケル政府ノ出費ハ企業者トシテノ立場ニ
於ケル北辰會ノ出資トハ全然性質ヲ異
ニスルヲ以テ彼此ノ間ニ權衡問題ヲ顧慮
スル要ナシト言フニ在リ

五

五、而シテ政府カ其ノ所有財産ヲ新會社ニ出資
トナスニハ別ニ法律ノ制定ヲ要シ又新會社ノ
經營ヲ容易ナラシムルノ主旨ニ於テ政府持
株ニ對シ一定期間其ノ配當免除ヲ要スト
セハ何等カ理由ノ説明ヲ要セン(大)
六、尙ホ政府カ株主トナル場合ニモ其發言權
カ餘リ強カラサル程度例ハ總株數ノ三分
一乃至四分ノ位ノ株數ヲ限度トスルコトハ日
露交渉ノ成行キ及協約ノ精神ニ鑑ミ必要
トセン(外)

石油石炭事業ヲ單一會社トシテ經營セシムルヤ
否ヤ

MT

171037

229

MT

171037

228

1-1967

0:68

協議經過

一、實際問題トシテハ別個ノモノトシテ經營セシムルヲ可トスルニ一致

二、石油石炭ヲ別個ニ經營セシムル場合ハ政府ノ援助ヲ附與スル程度ニ於テ石炭ニ對シ甚シク均衡ヲ失ハサル様考慮ヲ必要トス（陸）

三、法律及勅令ニ關シテハ單行法律ヲ制定シ同一勅令事項ニ於テ石油ト石炭トヲ區別シ置クヲ可トスルニ一致

四、三菱ハ従来多額ノ經費ヲ支出シ居リ之ヲ其儘資本金ニ繰入ル、時ハ負擔過重トナリ經營不可能ナルカ故ニ此ノ支出額ヲ政府ニ負擔セシムルカ又ハ石油ト石炭トヲ合同

六

事業トセシコトヲ希望シ居ルカ如キモ之カ為ニ獨立ノ石炭會社カ成立シ得サルモノトハ豫想サレズ又若シ三菱トノ契約ニ基キ其設備ヲ買上クルトセハ三菱ハ事業ト共ニ其ノ根據ヲ全然失フコトナルヲ以テ三菱及カ石炭事業ヲ放棄スヘシトモ思ハレサルモ「スタール」處分問題モアリ實際問題トシテハ相當困難ナル事態アルヘシ

「スタール」處分ニ就キ政府ハ如何ナル態度ヲ採ルヘキヤ

協議

一、「スタール」鑛業權ハ法律上消滅シタルモノナルヲ以テ法規上ヨリズレハ政府ハ直接關係ナク又新會社トシテモ直接關係ナキヲ以テ本件ハ北

MT

171037

231

MT

171037

230

1-1967

0:69

辰會トノ間ニ解決セシムルヲ可トスルニ致
 二北辰會ニ於テハ「ス」ニ支拂フ賠償金ヲモ
 包含シテ二百五十万円位ニ評價シアリト
 言フ 此等ノ評價ハ實際問題トシテ新
 會社トノ關係トナルヲ以テ其ノ當否ヲ言明
 シ得サル次第ナルモ北辰會カ實質上新會
 社ノ主腦部ヲ構成スルコトトナレハ其ノ間ノ
 協定必スシモ困難ナラサルヘシ
 三政府カ積極的ニ干渉スル時ハ「ス」ヲ增長セ
 シメ要求ヲ過大ナラシムル惧アリ但シ是等ヲ
 考慮シ新會社設立前ニ「ス」ヲ處分セシム
 ルコト便利ナルヘシ
 四三菱トノ關係ニ付テモ之ニ準テス

新會社ノ株主ト旧企業團トノ關係如何

協議經過

一旧企業團ノ組合員カ發起人等ニ成ラサレ
 ハ實際問題トシテ新會社ノ設立ハ困難ナル
 ヘシ然レトモ此ノ際旧企業團ノ財産ヲ過大ニ
 評價シテ之ニ引渡スカ如キゴトナカラシムルヲ
 要ス
 二政府ハ新旧両當事者ヲシテ最モ合理的ニ
 折衝セシムル如ク指導スルノ必要アリ
 三石炭ニ關シテ推薦會社ヲ一個トスレハ事實
 上三菱系及従来ノ小企業團カ其ノ主体ト
 ナルヘク又三菱トシテモ右企業團トノ合同ニ

MT 171037 233

MT 171037 232

異議ナキ模様ナリト雖モ是等國体ノ獨占的参加ハ或ハ問題ノ種トナルヲ恐アルヲ以テ将来ノ營業見込ハ別トシ原則トシテハ石油ト同様ニ一般國民モ企業参加ニ関シ均等の機會ヲ與ヘラルノ様處置スルヲ可トス

三菱以外ノ石炭小企業家ニシテ将来露人ト提携シ来レル者ニ對スル處置如何

協議經過

一 條約上ノ見地ヨリスレハ石炭ニ就テ二個以上ノ會社ヲ政府カ推管スルコト必スレモ不可ナラサルモ利權細目ノ交渉上ノ關係モアリ寧ロ口之ヲ三菱團ニ合併シテ一個ノ新會社タラシム

ルヲ可トセン(外)

二 此場合ニ於テモ露人トノ關係ヲ絶ツ点ニ考慮ヲ要ス

七

利權ノ細目交渉ニ當ルヘキ中心人物ハ如何ナル方面ヨリ物色スヘキヤ

協議經過

一 企業組合及北辰會カ新會社ノ主腦ヲ構成スルトセハ自ラ範圍ニ限定セラル、次第ナルモ位置、實力共ニ中心タリ代表タリ得ル適當ノ人物ヲ選定セシメサルヘカラス
二 若シ利權契約開始迄ニ會社成立セサル場合ハ政府ニ於テ将来成立スル會社ノ代

MT 171037

235

MT 171037

234

1-1967

表人物ヲ推薦シ之レト勞農劍ト折衝セ
レムルヨリ外ナカラシ

法律及勅令ニ関シテハ如何

協議經過

- 一 獲得利権ヲ有効ニ開条スルニハ或ル程
度迄政府ノ干渉ヲ必要ト認メ一種ノ特
別會社ヲ設立スルノ趣旨ニ於テ法律及勅
令ヲ必要トスルコトニ意見一致ス
- 二 法律案及勅令案ノ要綱ニ関シ便宜上
農商務省案(未定稿)ヲ基礎トシ協
議セリ
- 三 法律案ニ就テハ左ノ二点問題トナル

一 本法律ノ適用地域

二 本法律ノ適用事業

- 一 就テハ明治三十三年法律第八十七號
ノ如ク廣ク外國ト規定スルハ現令ニ於テ
ハ餘リ勅令ニ委任スル範圍カ廣汎ニ過ラ
トノ意見アリ結局地域ヲ北樺太ニ限
定スルヲ可トスルコトニ一致ス 二 就テハ澳
業、林業、如キモノハ本法ノ適用ヲ受ケシム
ル必要ナク又北樺太ニ於ケル鑛業ノ實
際ニ鑑ミ鑛業ヲ更ニ局限シテ石油石
炭ニ限ルノ必要モナカルヘシト言フニ一致ス
- 三 勅令案要綱ニ就テハ古ノ追加案アリ
- 四 會社ノ資産ヲ外國借款擔保トナサ

MT

171037

237

MT

171037

236

1-1967

0:02

シメサルコト

只、會社ノ重要資産ヲ外國人ニ讓渡セシ

メサルコト

八、會社ノ利益カ一定ノ率以上ニ達シタル時

ハ相當ノ報効金ヲ納付セシムルコト

何レモ其ノ必要ナルコトニ意見一致ス

五、會社カ勅令ニ依ル義務ニ違反シタルトキノ

制裁ノ件問題トナリタルモ結局要綱第

二項ノ役員ノ解任及政府配當金免除ノ

特典撤廃ヲ以テスル程度ニテ一應原案

ヲ製スルコトニ意見一致

六、出油量、試掘等ニ関スル政府ノ意思ハ

要綱第四項ノ事業計畫案ヲ認可ス

ル際ニ之ヲ表示シ得ルヤノ疑問アリタリ

勅令制定ノ際研究ヲ要ストノ意見ニ一

致ス

七、報効金ノ件ハ勅令中ニ規定スルヲ不可ト

スルノ外交上ノ理由アラハ會社推薦條件

中ニ入レテモ可サルヘシトノ意見ナリシモ外

交上ハ別段差支ナカルヘシトノ外務省側ノ

説明アリタリ

八、右ノ外政府カ會社ニ出資スル事ニ決セハ

固有財産法上ノ見解ヨリ出資ニ関スル

事項ハ直接法律ヲ必要トスルコトアルヘシ

ト、大藏省側ノ意見アリ、又一定期間配

當免除ノコトモ法律ニ規定スル必要アル

ナモ知レストノ注意アリ(大)

MT

171037

239

MT

171037

238

1-1967

0:03

秘

北樺太石油石炭利権ノ當業者ニ
關スル件

北樺太石油及石炭ノ利権開發ニ當ラレムヘキ
企業團體ノ件ニ關シ曩ニ關係各者(外務
大藏農商務陸軍海軍)次官ノ協議行
行ハレタルモ尚ホ具體的事項ニ就キ研究
調査ノ必要ヲ認メ三月四日六日及九日三四
ニ亘リ更ニ關係各者主務課長ノ參集ヲ
求メ海軍次官主席ノ下ニ協議ヲ行ヘリ會
合諸官ノ意見ハ必スニモ者議ヲ代表スルモノ
ニ非ナルモ大體凡ノ要領ノ結論ニ達セリ而テ
其ノ詳細ハ別紙ニ記載ス

MT 171037

240

1-1967

0174

法律案(未定稿) 勅令案

一、法律案(未定稿)
北樺太ニ於テ鑛業ヲ管ム帝國會社
ニ關スル法律案

帝國臣民ニシテ北樺太ニ於テ鑛業ヲ
管ムノ爲メニ帝國內ニ於テ設立スル會
社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ
設ケ之ニ準據セシムルヲ得

右ノ外政府カ會社ニ出資スルコトニ決セハ固
有財産法上ノ見解ヨリ出資ニ關スル事
項ヲ併而本法ニ規定スルヲ必要トスル

旨大藏省側ノ意見アリ

二、勅令案要綱

一、定款ノ作製、変更及會社ノ合併、解散

ニ付認可ヲ受ケシムルコト

二、役員ノ選任ニ付認可ヲ受ケシムルコト、

並ニ之カ解任ヲ爲シ得ル權能ヲ留保

スルコト

三、株式ハ記名式トシ帝國臣民以外ニ移

轉スルコトヲ得サル規定ヲ設ケルコト

株式會以外ノ會社ニ付テハ其ノ社員ヲ

帝國臣民タラシムル旨ヲ明カナラシムルコト

MT

171037

242

MT

171037

241

1-1967

0:05

- 四、會社ノ重要資産ヲ外國人ニ讓渡シ
又ハ外國借款ノ擔保トナシ得サルコト
ヲ明カナラシムルコト
- 五、毎事業年度、事業計畫案ヲ定メ
認可ヲ受ケシムルコト之ヲ変更セシトス
ルト亦同シ
尚ホ必要ト認ムルトキハ之レカ変更ヲ命
ズ得ル權能ヲ留保スルコト
- 六、一定ノ範圍ニ於テ必要ナル設備及試
掘ノ義務ヲ課シ得ルコト
- 七、政府ハ相當代價ヲ以テ石油ノ先買
權ヲ有スヘキコト
- 八、書類物件ノ監査ヲ行ヒ營業上諸
般ノ計算及狀況ヲ報告セシメ得ル權
能ヲ留保スルコト
- 九、會社ニ於テ一定率以上ノ利益アリタル場
合ニ相當ノ報効金ヲ納付セシムルコト
- 一〇、本勅令ハ當分ノ内日本國及ソビエト
社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ
律スル基本^的法則ニ關スル條約ニ
基キ日本國政府ノ推薦ヲ受ケ北極
太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘事業
ヲ営ムモノニ限り適用スル旨ノ附則ヲ設
クルコト
- 一一、石油、石炭ヲ全然同一ニ規定スルノ必要

3

MT

171037

244

MT

171037

243

1-1967

0:06

ナキヲ以テ本勅令中特定ノ條項ノミヲ石
炭會社ニ適用スルノ規定ヲ設クルカ兩
者各別ノ勅令トスルカ何レニテモ可ナリ
一ニ出油ヲ隨意契約ヨリ購入シ得ルノ條
項ヲ設クルコト

MT 171037

245

1-1967

0:33

参考

政府カ會社ニ出資スル場合ノ
法律案 (未定稿)

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國有ノ財産ヲ
以テ前項ノ規定ニ依リ設立スル會社ニ對
スル出資ノ目的ト爲シ之ニ對スル配當ノ免
除ヲ爲スコトヲ得

又ハ

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國有ノ財産ヲ以テ
前項ノ規定ニ依リ設立スル會社ニ對スル出資ノ
目的トナシ一定ノ期間ヲ限リ政府持株以外ノ
株式ニ對シ優先配當ヲ爲サシムルコトヲ得

5

MT

171037

246

1-1967

0:78

一、政府従来ノ出費ニ基リ財産ニ付テハ出席者ノ多数意見トシテ法規上之ヲ放棄スルコトヲ得ス何等カノ形式ニ於テ其ノ権利ヲ保留スルヲ要ス

但シ財産ノ評價ハ別個ノ問題ナリト雖トモ原則トシテ公平合理的ナルヲ必要條件トス又政府持株カ半数ニ近キカ如キハ日露協約ノ精神ニモ適應セサルヲ以テ此莫考慮ヲ要スト言フニ在リ

右ニ對シ農商務側ニテハ政府既往ノ支出ハ其ノ經費ノ性質上新會社ニ之ヲ負擔セシムヘキモノト認メ難キノミナラス法律上之ヲ固有財産トシテ取扱フヘイトノ説モ首肯シ

6

難シ、又政府出資ノ特殊會社トスルコトハ將來會社事業ノ發達ヲ阻害スルノ惧アルヲ以テ同意シ難シト言フニ在リ

二、石油、石炭事業ハ各別個ノ獨立スル會社トシテ其ノ經營ニ當ラシメ尚ホ石炭ニ關シテハ從來ノ小企業團體ヲモ之ニ併合セシムルヲ可トス

三、スタールノ處分ニ就テハ政府ハ積極的ノ干渉ヲ避ケ而シテ新會社設立前直接ノ關係者ヲシテ處置セシムルヲ可トス

MT 171037

248

MT 171037

247

1-1967

四、新會社ノ中心ハ實際上旧企業團ノ組合員ヲ以テ構成セラルヘキモ尚ホ一般の國民參加ノ機會ヲ與ヘ以テ旧企業團獨占ノ非難ナカラシムルヲ要ス

五、石油、石炭ノ事業ニ関スル將來ノ見込ニ就テハ會社ノ構成如何ニヨリ相違アルヘキモ大体ニ於テ石油事業ハ可償的經營可能ナルヘント認メラル、モ未タ決定的意見ヲ述ヘ難シ又石炭事業ニ於テハ可償的經營可能不可能ノ両説アリ 要スルニ事業ノ將來ニ関シテハ決定的意見ヲ述フルハ尚ホ今後ノ研究調査ヲ必要トス

六、旧企業團タル北辰會及薩哈連企業組合ノ解散ニ際シテハ是等カ過大ノ權利金等ヲ要求シ其ノ結果新企業會社ニ過重ノ負擔ヲ課スルカ如キユトナキ様監視ヲ要スヘシ

MT

171037

250

MT

171037

249

1-1967

0:80

(大正十四年三月)
薩哈連軍調

ソウエ炭坑、石炭噸當リ價格

一、市井販賣價格

年月	山元渡	釜港貯炭場渡
大正九年十二月	十五月以内	二十六円以内
〃十年四月	十五月以内	二十六円以内
〃十年十月	十一月以内	二十一円以内
〃十一年四月	十一月以内	十八円以内
〃十二年十二月	十一月五十銭以内	十六円四十銭以内
同年同月以降	変リナシ	
二、軍ノ購入價格		
年月	山元渡	釜港貯炭場渡
大正九年十二月	十月	十九円
〃十年四月	十月	十九円
〃十年十月	十月	十九円
〃十一年四月	十月	十七円
〃十二年十二月	九月五十銭	十四円四十銭
同年同月以降	変リナシ	

陸軍

MT 171037

252

MT 171037

251

1-1967

0:8:

第一表 起業費
 現設備及權利買收費
 〇八油田勘査井機及附属設備費
 〇以外試掘用勘査井機及附属設備費
 〇元於元油槽設備費
 海岸於元同 右
 送油鉄管
 船 船
 海岸設備
 運轉資金
 計

五〇〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇〇〇
 三三〇〇〇〇〇
 一五〇〇〇〇〇
 三三〇〇〇〇〇
 一〇〇〇〇〇〇〇
 六〇〇〇〇〇〇
 後作業費支弁トス
 六万七油槽(五千トシ)
 一万七油槽(五千トシ)
 〇八千円(海底)
 千トシ級浅気水特製
 棧橋倉庫荷役設備船溜
 五分不用
 定

備考 政府既出経費約五〇〇〇〇〇〇〇 元 八反ニ計上ス

第二表 收支計算

支出	額		
	一年度	二年度	三年度
産 額	四〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
鑿 井 費	三〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
採油及送油費	八〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
試 掘 費	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
地質調査費	四〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
起業費銷却	八〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
諸 税 金	六〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇〇
教 効 金	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇
本 社 費	一〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇
出張所費	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇
計	三三〇〇〇〇〇	八〇五〇〇〇	二二六〇〇〇〇

採油井 一八本
 一井平均 一〇〇石
 一本二付五万
 一本二付二万
 一本二付一十万
 一本二付二万
 一本二付二万
 一本二付一系五千
 一割ト仮定

MT 171037

254

MT 171037

253

1-1967

0:82

		収入		
		一年度	二年度	三年度
起業費に対する益金割合	△ 一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
	五九%	二九五,〇〇〇	二九五,〇〇〇	二九五,〇〇〇
	一四八%	七四〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇
		△ 八八欠損		海岸渡屯年用トス

MT 171037

255

1-1967

0:83

ツウエ地方石炭、経済的價値ト
将来ノ豫想

ツウエ地方石炭ノ工業分析左ノ如シ

水	分	固	炭	揮	分	灰	分	硫	黄	發	熱	量	粘	結	性
ツウエ炭	三	五	六	五	二	六	五	七	五	〇	五	七	三	〇	〇
ログツイ炭	二	〇	六	五	〇	二	五	八	〇	五	七	一	〇	〇	〇

而シテツウエ炭ハ内地ニ於テ製鉄用コークス原料又ハ煉炭用材
料及一般汽罐用燃料トシテ使用セラレ居ルモ北海道又ハ九州炭、粘
結炭、如ク揮發分多クラザルヲ以テ瓦斯工業用ハ不適当ナリ
今内地炭ニシテコークス原料トシテ廣ク使用セラレ、モノニシテツウエ
炭ニ近キ石炭、工業分析ヲ舉グレバ左ノ如シ

コークス原料炭

高島炭	水分	固	炭	揮	分	灰	分	硫	黄	發	熱	量	粘	結	性
高島炭	一	五	五	六	〇	三	五	八	五	〇	七	六	七	三	〇
本溪湖炭	一	〇	六	九	〇	二	六	九	〇	九	〇	一	二	七	一

尙ホ煉炭材料トシテ其ノ性分ツウエ炭ニ近キモノヲ求ムレバ
旭粉炭 一〇 七三〇 一五〇 一三〇 三二七〇〇 低度粘結
開平粉炭 一〇 五三〇 一六〇 一八〇 一〇七二〇 中位粘結
右兩種石炭、現在東京及徳山ニ於ケル大口渡シ値段ハ高島炭
二十円(東京)本溪湖炭十九円(東京)旭粉炭十七円(徳山)開平
粉炭十六円(徳山)ナリ

而シテツウエ地方石炭ト同質ノ石炭ヲ本邦、支那ニ見出スコト
困難モ本炭ガコークス原料トシテ適當ナル外煉炭材料トシ
テ優良ナルハ本邦産産炭比シ揮發分少キコト、固定炭素多
キコト、灰分少キコト、粘結性ニ富ムコト、固利炭ヲ備、且ツ粉炭

MT 171037

257

MT 171037

256

1-1967

0:84

率高キ点ヲモ合スレバ煉炭材料トシテノ要求條件ノ多クヲ充シ得ルモノナリ

三菱炭業者ノ話ニ依レハ、ツイーエ炭ハ未ダ本邦ニ於ケル販路開拓サレニ至ラス、従ツテ本炭市場價格ヲ評定スルコト困難ナルモ、目下金石製鉄所其他ノコークス工場ニ觀迎セラレ又長崎ノ日本煉炭會社ニ煉炭材料トシテ購入セルガコークス工場ニ特ニ灰分及硫黄少キモノ、粘結性ニ富ク矣ニ於テ利用セラレリ、而シテ市價ニ関シハ其ノ性質高嶋炭ノ如ク粘結性高クラザルモ、灰分硫黄ノ少キ利莫アリ、コークス原料トシテ高嶋炭ト市場ヲ競争スルハ不利ナランモ、高嶋炭坑ハ三菱經營ノ下ト混合スレバ優良ノコークスヲ作り得ベク且ツコークス工業ノ經濟上ニモ有利ナルベシ、右ノ如キ關係ナルヲ以テ現状ニ於テ高嶋炭ヨリ僅クニ低キ市價ヲ保テ得ベシト稱シ居レリ

叙上ノ諸炭ヲ参照シ今ツイーエ炭ノ東京市價ヲ仮リ一噸十六円ト見做ス

而シテツイーエ横浜間ノ距離ハ約千二百哩ニシテ小樽横浜間ノ距離ハ七百五十哩ナルトコト小樽横浜間ノ汽船運賃現今相場ニテナルヲ以テツイーエ横浜間ノ運賃ヲ仮リ四円ト見做シ積込陸揚ノ諸費ヲ三月トシテ運賃及諸費合計七円トナル

今東京市價十六円ヨリ右七円ヲ引ケバ九円トナリ即チツイーエ礦場渡價格九円ノ勘定トナル

然ルニ海軍炭山ノ新原炭坑ハ過去三年間ノ平均山元渡單價ハ七円七十錢ナリ

此ヲツイーエ炭鑛ト比較スルニ海岸ヨリノ距離、鑛量、鑛層ノ状態、坑木ノ供給等、ツイーエ炭鑛ノ方其ノ稼行上有利ナル處多ク殊ニ坑木ノ如キハ新原炭坑ニ比シ二分ノ一ニテ充分ナルベク

MT

171037

259

MT

171037

258

1-1967

0:85

又採掘費等
 新原、四分三厘より充分ナルシ以上諸点ヲ考料ニ一噸當リ山
 元原價ハズトエ、方南^約一噸五十錢、終廉トナシ得バシト認ム
 一方間接費就キ之ヲ見ルニ新原ハ一噸四十元噸ヲ出炭シツ
 一上炭、方相当不利アルヲ免ゲルヲ以テ此不利ヲ一噸五十錢ト
 見做ス

結局右後段ノ諸点ヨリ、ゾーエ炭ハ内輸ニ見積ルニ鑛場渡原
 價噸七月ヲ出ツルノトナクル可シト推定ス
 要スルゾーエ炭ハ之ヲ市場相場ヨリ逆算シテ作業費ヨリ推定
 スモ三菱ノ称ス如キ棧橋渡十月ハ高價過ケルモノニテ前段鑛
 場渡價格凡月ト後段鑛場渡原價七月、差二月ハ利潤諸
 税金販賣費等ニ振當テラル、モノニシテ今右ニ依リ收支計算
 ヲ考ルハ

起業費

現設備及權利買收費

四六〇,〇〇〇 (仮定)

新設備費

五〇〇,〇〇〇

運轉資金

五〇〇,〇〇〇

計

一,四六〇,〇〇〇

収入部

石炭賣上代金

一八〇,〇〇〇 (一千万噸出炭)

支出部

教効金

七〇,〇〇〇 (五%トシ
一千万噸對テ原價)

諸税金

一〇〇,〇〇〇 (一噸五十錢)

坑内費運搬費其他

一〇〇,〇〇〇 (一噸五月)

設備銷却

一〇〇,〇〇〇 (一噸五十錢)

MT

171037

261

MT

171037

260

1-1967

0:86

本社賞及奨励賞

計

二〇〇,〇〇〇 (一噸一月)

免引益金

一四七,〇〇〇

起業賞^三對^二免引益金割合

三三〇,〇〇〇

五八%強

MT

171037

262

1-1967

0:87

大正九年八月十日

北樺太油田試掘工事委託

ニ関スル覚見

臨時軍事費油田調査費ニ関スル覚見追加七、(イ)ニ付テハ
尤、通り實行致度

一、試掘井ノ事業ハ之ヲ海軍ノ直轄事業トシ工
事ノ施行方ヲ北辰會ニ請負ハシムルコト

二、従業員ノ給料工賃等ハ毎月末ニ於テ其月分
ヲ北辰會ニ支拂フコト

三、工事施行上必要ナル諸材料用具等ハ海軍ニ於
テ調辦シ北辰會ニ交付スルコト但シ北辰會ノ現
所有スル掘鑿機械類ハ全會ヨリ購買シ其他物
品ハ海軍ニ於テ直接購買ノ手續ニヨルト

四、前二項ニ要スル費用ハ本年度ニ於テ金六拾萬圓ノ
範圍内ニ於テ行テ

五、交付セル諸物品中消耗品以外ノモノニシテ工事終
了後残存セル場合六之ヲ為期限ニ北辰會ニ無
償貸與シ置クコト

MT

171037

264

MT

171037

263

1-1967

0:88

参照 油田調査費ニ關スル覺第七項

本調査費ノ第一項ニ掲グルモノノ外空時ニ亦之ニ依テ
北辰會ノ事業ヲ補助促進スルノ目的ヲ有ス其大
体計畫左ノ如シ

イ 第三項 各試掘井ノ工事ニ對スル補償ハ北辰
會ニ便宜ナル時機ニ於テ之カ仕拂ヲナスノ方法
ヲ講ス

ロ 完成後ノ各試掘井及全井ヨリ出油アル場合
於テハ北辰會ヲシテ便宜之ヲ處理セシム

油田調査費ニ關スル覺第三項

油田ノ試掘ハ本年度ニ於テハ「ポアターシン」及「ノグリア」

ニ各一井ニ至ラズ於テハ「ヌトーホ」ヒリワン」及「オハ」方

面ニ各一井ヲ着手スルコト

本項ノ実施ハ之ヲ北辰會ニ委託ス

MT

171932

265

1-1967

0:89

臨時軍事費油因調査費ニ關スル見込加

試掘中出油ハ左ノ區分ニ據リ之ヲ處理ス

(一) 現地ニ於ケル作業用燃料又ハ居住探取ノ目的ニ供スル

モノハ北辰會ヲシテ任意處理セシム

(二) 前項以外ノ出油ニ對シテハ海軍ニ於テ之ヲ保有ス

試掘後北辰會鑛區ノ油井ノ出油ニ對シテハ海軍ハ時價以内

ニテ購置ノ優先權ヲ保有シ政府保留ノ鑛區ノ油井ノ出油

對シテハ其ノ探油ノ實費ヲ北辰會ニ支拂ヒ政府ニ收容スル

カ又ハ歩油ヲ政府ニ納ムセシメ北辰會ヲシテ探油セシムルモノ

トス

(大正元年八月廿日覺書第七項(四)ヲ本覺書ノ如ク改ム)

MT

171037

266

1-1967

0:00

人夫供給契約書

海軍省経理局長志佐勝(以下甲ト称ス)ハ左記條項ニ依リ北辰會幹事長渡部忠壽(以下乙ト称ス)ト人夫供給契約ニ関シ契約ス

第一條 乙ハ北樺太ホアタシシ及ノグロツクニ於ケル油井試鑿工事ニ従事セシムルニ適當ナル資格ヲ有スル人夫約百五十人ヲ甲ニ供給シ北樺太ニ派遣シ甲若クハ其代表者ヲ指揮ス

第二條 人夫ノ賃銀ハ一日金六圓トシ内地出發ノ日ヨリ内地歸還ノ日迄支拂フ

夜間作業地下作業其他特殊ノ作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ割増ヲ行ハス

食料被服住宅治療費其他人夫ニ要スル一切費用ハ乙ノ負擔トス

第三條 人夫内地出發ノ際ハ北樺太ニ至ル旅費及支度料ニ充ツル爲一人ニ付金參百拾五圓ヲ支拂フ
内地歸還ノ際旅費ヲ要スルトキハ別ニ規定ス

第四條 本契約ハ大正九年八月一日ヨリ大正十年三月三十一日ニ至ル迄繼續ス

第五條 人夫服業中故意又ハ過怠ニ依リ官品ヲ亡失毀損シタルトキハ乙之ヲ辨償スヘシ其辨償方法ハ甲ノ指定スル處ニ依ル

第六條 人夫ノ賃銀ハ毎月末ヲ以テ締切リ其ノ月分ヲ翌月以後ニ於テ請求書受領後十五日以内ニ海軍省経理局ニ於テ仕拂フヘシ

第七條 甲ハ官都合ニヨリ無償ニテ本契約ヲ解除スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ乙ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

MT

171037

268

MT

171037

267

第八條 人夫中死傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者アルトキハ其

原因ノ如何ニ拘ラス甲其ノ責ニ任セス

第九條 人夫死傷其他ノ事由ニ依リ代人ノ補充ヲ要スルトキ

ハ乙ハ速カニ之ヲ補充スヘシ此ノ場合ニ於テハ旅費支度料ヲ

仕拂ハス

第十條 乙ハ本契約締結後直ニ人夫ノ名簿ヲ作り甲ニ

提出スヘシ爾後変更アリタルトキ亦同シ

第十一條 乙ハ甲ノ承認ヲ得ルニ非レハ本契約ヨリ生スル債權

ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十二條 本契約ノ條項ニ疑義ヲ生シタル場合ハ甲ノ解釋

ニ依ルモノトス

第十三條 前各條ノ外ハ明治二十九年三月海軍省告示第

三第物品購買賣却規則ニ準據スルモノトス

右契約ヲ證スル為本書貳通ヲ作り各自其一通ヲ保有

ス

大正九年八月 日

海軍省經理局長 志佐 勝

北辰會幹事長 渡部忠壽

MT

171037

270

MT

171037

269

1-1967

0:02

音言字深き想出

大正五年三月五日

川上炭礦ニ関シテハ大正九年十月十日
第一回ノ契約ヲナシ次ヲ翌十年二月十六日
第二回ノ契約ヲナシ再後毎年契約ヲ更新
シテ今日ニ至リ
大正十一年四月一日更新ノ契約書別冊如シ

MT

171037

271

1-1967

0:93

寫

秘

文正拾壹年四月

石炭採掘並販賣請負契約書

請負人 三菱合資會社

MT 171037

272

1-1967

0:04

契約書

薩哈連軍政部長松井兵三郎（以下連）石炭採掘及販賣を請負ふに三菱合資會社業務担当社員岩崎小彌太代理人有藤延（以下乙）と間を左ノ契約ヲ締結ス

第一條、甲、乙ノ其ノ指定ニ官有ノ石炭田及別紙圖面ノ區域即チソノキキル岬ノ南方千五百七拾五間ノ地ヲ其ノ東ニ該岬ノ正東ニ直線ヲ劃シ元露國領業禁止區域線ト會セシメ該直線以南ソノキキル岬ニ至ル禁止區域ニ於テ石炭ヲ採掘セシムルモノニス

第二條、前條ノ採掘期間ハ大正拾壹年四月一日ヨリ大正拾貳年参月各拾壹日迄トス但シ本契約期間満了ノ場合、契約ノ更新ヲ為スコトヲ得

第三條、甲、鑛業用地及官有家屋ヲ無償ヲ以テ乙、貸出、但官有家屋ノ保存ニ要スル費用ハ乙、悉ク負担スルモノトス

第四條、乙、著シク鑛業用地ノ地形ヲ變更シ又官有家屋ノ模枋ヲ替テ為サントスル場合ハ豫メ甲、承認ヲ受ケルモノトス

第五條、乙、採炭事業ニ関シ施設費不安定ノ因ニ提出シ其承諾ヲ受ケ、完施スルモノトス

MT

171037

274

MT

171037

273

1-1967

0:05

第六條、採炭事業、必要に用材ハ乙ノ申出ヨリ
甲ノ正規ノ手續ヲ經テ拂下ヲ爲ス

第七條、採掘石炭ハ左ノ各号ニ依リ占領地域内ノ
需用者ニ供給ス

一、軍ノ需用ニ供ス場合ハ所要部隊ヨリ乙ニ

對シ壹噸ニ付金拾円ノ採掘費ヲ仕拂ヒ

其引渡場所ハ以テ山元トシ引渡數量

ハ若干噸ニ付但西港野炭場渡下爲メトキハ

壹噸ニ付金拾七円西港各部隊渡下爲メ

トキハ壹噸ニ付金拾九円泥港各部隊渡下

爲メトキハ壹噸ニ付金貳拾五円トス

二、海軍ノ需用ニ供ス場合ハ前号前段同様トス

其引渡數量ハ隨時ニ要求ス

三、軍以外ノ需用者ニ販賣ス石炭ノ價格ハ當分ノ

間以テ山元渡壹噸ニ付金拾壹円西港野

炭場渡壹噸ニ付金拾八円泥港野炭場渡

壹噸ニ付金貳拾壹円トス

第八條、乙ハ採掘石炭ヲ占領地域外ニ移輸出

ス場合ハ甲ニ通告スルモ但共販賣價格

並販路ハ乙ノ任意トス

第九條、第七條第七号及前條ノ場合ニ於テハ乙

山元單價ノ十分ノ拾分ヲ壹百圓ニ納證シ添

付シ翌月拾日迄軍政部收入官更ニ納入スル

トス但乙ハ石炭代金未受領ノ故ヲ以テ納入金

MT 171037

276

MT 171037

275

1-1967

0:06

延滞 云々ヲ得ル

第十條 甲ハ右各号ノ一ニ該當スル場合ハ任意ニ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スル契約期間ヲ短縮スルヲ得

一、乙ハ完全ニ契約ヲ履行セザルトキ又ハ為サザルニトキ
ト甲ノ認定シ先トキ
二、天災其他不可抗力ニシテ軍ノ需用ニ支障ヲ生ゼシメタルトキ
三、軍ニ於テ必要アリタルトキ

第十一條 前條第一号又ハ第二号ノ一ニ契約ヲ解除シ且場人自甲ニ損害ヲ生ラセタルトキ乙ハ甲ノ認定ニ賠償額ヲ仕拂フモノトス

第十二條 第十條第三号ノ依リ契約ヲ解除シ且場合又ハ本契約満了ノ後ニ於テ甲ハ其必要上契約ノ更新ヲ為ササル場合ハ乙ノ施設一切ノ設備ハ當事者共ニ其價格ヲ評定シ甲之ニテ買収スルモノトス

第十三條 乙ハ枕板石炭ニ對シテ受拂並拂渡先ヲ明確ナラシムルニ必要ナキ條ヲ備フモノトス
甲ハ必要ノ場合前項條簿ノ異核ヲ要求シタルトキ乙ハ之ヲ拒絶スルヲ得ス

第十四條 乙ハ毎日前條帳簿ニヨリ受拂一覽表(其格式ハ甲ニテ調製シ翌月五日迄ニ甲ニ送付スルモノトス)

第十五條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非サズ本契約ノ

MT 171037

278

MT 171037

277

1-1967

權利ヲ第三者ニ讓渡スルヲ得
第十大條、本契約の履行ニ必要ナル事項ニシテ
各條項ニ定メテモ之ノニ就テハ甲乙間ニ協定スル
モノトス

第十七條、乙ハ本契約ニ因リ訴訟ヲ提起スル
場合ハ薩哈連州法院ニ於テ之ニシテ

本契約ヲ雙方確守スルノ證トシテ本書或通ヲ作製
シ各自署名捺印シ各壹通ヲ領置ス

大正拾壹年四月壹日

契約担任員

薩哈連軍政部長 梅澤壽郎
東部支那町長 尾崎可彦
三菱合資會社支那事務担当 社長 岩崎嘉平

代理人

岩崎嘉平

(別紙目面略ス)

MT 171037

280

MT 171037

279

1-1967

0:08



薩哈連州派遣軍參謀長電報寫

三石炭の採掘

一 目下ハ創業ノ時代ニシテ「水準上ノ採業ニテ坑木ノ供給モ容易ナル時ハ内地ヨリ有利ナルガ港灣不良ノ為採算上内地品トノ競争困難ナルヘシ小樽ニテズドエ炭ハ一噸ニ約二圓ノ関キアリト雖其炭質粘結性アリテ「コークス」練炭ノ原料ニテ若シ内地ニ其ノ産出少ナク此ノ方面ニテハ内地ニモ販路相當擴張セラレヘシ

二 浦塩、西伯利亞方面ニテハ競争モ少ナク内地ニ

MT 171037 281

比シ相當有利ナルヘシ

三 現下ノ採炭費「ズ」エ十圓「ホロウインク」「ペトロフスキ」八圓「アグネオ」「ムガチ」六圓ニシテ「ズ」エノモノハ現業費即チ直接費約六圓一般費約四圓

MT 171037 282

1-1967

區分	三菱報告額	軍調査委託投資額
建築費	三二四、一九一円	二五五、三三二円
什器器具機械費	一〇八、九八九	一一六、〇七五
船舶費	二二三、六七五	一六〇、九〇〇
棧橋費	一六四、二五二	一四二、八八〇
軌道費	七八七、八六	六五、四一二
馬匹費	五、九四〇	五、三〇〇
開坑費	一九三、二三六	一〇、四一〇
土工費	八八、一〇四	四二、五一〇
計	一、一九七、一七三	八九二、五〇九

設備費の内容左ノ如シ

金貳百五拾八萬五千圓

内譯

金百拾九萬七千圓 設備費
 金五拾九萬參千圓 調査費
 金七拾九萬五千圓 運轉資本

三菱會社ノ土威炭鑛ニ投資セル
 總額(三菱ヨリノ報告)

三日月形...

MT 171037

284

MT 171037

283

1-1967

0200

北樺太炭業會社設立計画

新會社設立=要資金

6,000,000.00

但し 1) 薩哈連企業組合解散=要資金

2) 企業組合投資額 4,600,000.00
補正資金 2,500,000.00
借入金 2,100,000.00

多額の現金は、8月22日22日付の現金簿に記録し、191

年11月15日付の現金簿に11月15日付の現金簿に記録し、191

年11月15日付の現金簿に11月15日付の現金簿に記録し、191

年11月15日付の現金簿に11月15日付の現金簿に記録し、191

通算あり

6) 組合解散=要資金 500,000.00

依=企業組合解散=要資金=1910年2月組合成立以後現在

四年間=1910年5月解散=要資金=1910年5月解散=要資金

合計 5,100,000.00

2) 将来15万トン炭産計画=要資金増加額

a) 設備費 400,000.00

b) 運轉資金 500,000.00

小計 900,000.00

総計 6,000,000.00

内 4,300,000.00 政府=於中(政府採炭補助金)

無利息=7資金等(取=9)處置=額=100,000.00

炭業會社設立計画(知)

資金金 10,000,000.00 (額面50万株×200,000株)

第一回繰上 3,000,000.00

但し一採=付=10月1日

MT

171037

1255

収支計算

収入

石炭費上代 2,175,000.00 (内地船港本邦看地当平均14.5%)

支出

1) 山計経費	1,025,400.00 (比当6.35%)
内訳 採炭費	395,200.00 (" 2.63%)
採炭運搬費	111,200.00 (" 0.74%)
釘大費	42,000.00 (" 0.28%)
諸 税	75,000.00 (" 0.50%)
総係費	252,000.00 (" 1.68%)
原価償却	150,000.00 (" 1.00%)
2) 積込費	300,000.00 (" 2.00%)
3) 汽船運賃	675,000.00 (" 4.50%)
4) 本邦費	33,000.00 (" 0.23%)

計 2,853,400.00

差引利益金 141,600.00

備考 口外炭坑ハ現在ノ経営方法ニキ本年ノ損失ヲ免レズ此種大
 株業組合(不社ノ団体)解散后ハ在底ノ炭坑ハ何銀行ニカ
 或ハ又炭價回復ル迄ハハナリ銀行ヲ見合ニカ何カノ方法ニヨリ
 整理ヲ要スル状態ナリ何レニシテモ同坑ノ収益ノ理ヨリハ
 近キ将来ニ至ルニ至リ困難ニ付収支ノ計算ニカカハ之ヲ度外視ス

以上

MT

171037

286

概

海軍	一、既出経費全部	総計	五、〇〇〇、〇〇〇
	内訳	油田調査費	四、五五〇、〇〇〇
		興学費	四五〇、〇〇〇
	二、機械器具設備全部	(工費、材料費共但し)	地質調査費ヲ除ク
		及事務費	ヲ除ク
	三、右内企業者カ利用ニ得ルモノ	(無油井ニ対スル工費ヲ按分ニシテ)	除ス
	総計		二、五〇〇、〇〇〇

美陸軍第十三行務部

MT 171037 287

海軍	四、機械器具設備全部	現在状態北極氷ニ新設ルニ	要スル経費ヲ基礎トス
	総計		二、〇〇〇、〇〇〇
	五、右内企業者カ利用ニ得ルモノ		総計
			一、三〇〇、〇〇〇
	六、右及「六」即チ北辰会館区以外ニ投セシ	経費ノ全額	総計
			二、五〇〇、〇〇〇
	七、右ノ第二項ニ準ジテ評價ス		総計
			二、四〇〇、〇〇〇

美陸軍第十三行務部

MT 171037 288

1-1967

0203

一、既出経費		評價基礎
イ	右ノ器具機械等ノ油管船舶等	1,000,000
ロ	試掘井掘進費(人夫費)	3,000,000
ハ	地債調査費	2,000,000
ニ	事務費	2,000,000
合計		8,000,000
二、右ノ内ヨリ(ハ)ニテ扣除シタルモノ即チ(ロ)ハ 器具機械設備全部(工費材料費)		
合計		4,000,000
三、右ノ項ヨリ企業者ガ利用得ルモノニテ算入スルモノ		

美濃半葉十三行製紙

MT 171037 290

一、右ノ第四項ヨリ準シ評價ス		絶計	2,000,000
凡、右ノ第五項ヨリ準シ評價ス		絶計	1,000,000
一、會社ニテ使用セラル器具機械等ガ政府ニテ處分シ貸與セス (前右項ヨリ系費一六〇,〇〇〇時價入二,〇〇〇,〇〇〇ノダイヤモント 機械等ヲ扣除ス)			
二、送油管給油船等ガ政府ノ用途以外ニ使用スル時ニ 限リノ割又ハ割ニテ貸與資料ノ計算徴收ス。			

美濃半葉十三行製紙

MT 171037 289

1-1967

0204

(一) 前金			
(二) "			
(三) "			
(四) "			
五、不取内企業者利用得るモノ			
六、タリ	三基	40,000 (原價)	15,000
七、給油船	十隻	40,000 (原價)	40,000
八、推航	八隻	50,000 (原價)	40,000
九、試操井	三本	30,000 (原價)	15,000
合計			117,000
一〇、運費 (海上陸上共)			25,000
合計			142,000

MT 171037

292

(一) 試操井	三本	30,000 (原價)	15,000
(二) 推航	八隻	50,000 (原價)	40,000
(三) 給油船	十隻	40,000 (原價)	40,000
(四) タリ	三基	40,000 (原價)	15,000
(五) 運費			25,000
合計			135,000

現存、客貨林、多シ油管船舶等、之現存、價格、詳價、且試操井、現在、林、地、權、を、新設、ス、モ、ト、ナ、リ

MT 171037

291

1-1967

0205

	ニ、事務費	五〇,〇〇〇
	合計約	二,五〇〇,〇〇〇
	七、右ヲ第二項ニ準シ評價スレハ	
	イ、第六項ニ同シ	約 八五〇,〇〇〇
	ロ、" " "	一五八二,〇〇〇
	合計約	二,四〇〇,〇〇〇
	八、右ヲ第四項ニ準シ評價スレハ(但シ機械ハ全部計上ス)	
(一)	第四項ニ同シ	
(二)	" " "	
(三)	" " "	
(四)	" " "	
(五)	" " "	

MT

171037

294

海軍

美海軍第十三行房帳

	六、右ニ準シ其危險層鏡以外ニ枚セシ經費ノ全額(但シ機械ハ全部計上ス)	
(イ)	掃貝材林タニシ由旨掛懸	一,400,000
(ロ)	討掘井堀敷費	340,000
(ハ)	地質調査費	1,160,000
	合計約	二,900,000
(イ)	運搬費	100,000
(九)	出油井十本 深度合計一九三三〇一〇〇 費三三三,〇〇〇	二七六,〇〇〇
(ハ)	" " "	
(七)	" " "	
(六)	" " "	
(五)	" " "	

MT

171037

293

海

美海軍第十三行房帳

1-1967

0206

	(五)	"	
	(六)	"	
	(七)	"	
	(八)	第八項と同じ	
	(九)	出油井八本、深度合計一三八〇間、一間當工費 三〇〇	四一四〇〇〇
	(一〇)	運搬費	一〇〇〇〇〇
		合計約	一、四四〇、〇〇〇

英海軍第十三行野帳

MT

171037

296

海軍

	(六)	"	
	(七)	"	
	(八)	雜船二隻 平均五〇〇 (原價一、一七)	一、〇〇〇
	(九)	試掘井一四本、合計深度一八三三間、一間當工費 三〇〇	五四九〇〇〇
	(一〇)	運搬費	一五〇、〇〇〇
		合計約	一、三九六、〇〇〇

九、右ノ第五項ニ準ジ評價スレバ(但シ機械ハ全部計上ス)
(一) 第四項と同じ
(二) " "
(三) " "
(四) " "

英海軍第十三行野帳

MT

171037

295

海軍

1-1967

0207

極秘

海軍局長

第一編 五

三月十日抄り

北樺太石炭石炭ノ利權開採ニ當ラシムヘキ企業團ノ組織ニ関シ三月四日六日及九日ノ三四日直リ海軍大臣官邸ニ於テ在記諸官會合上協議會ヲ開催ス其經過大要別冊ノ通り

主 宰

安保 海軍次官

外務省

東郷 欧米局一課長

陸軍省

杉山 軍務局軍事課長

農商務省

榑淵 目 局員

福田 鑛山局鑛政課長

大藏省

磯谷 同 事務官

管野 國有財産整理局課長

賀屋 主計局事務官

海軍省

塩澤 軍務局一課長

西 軍需局二課長

村上 經理局二課長

稻石 軍需局員

三井 軍令部参謀

以上

MT

171037

298

MT

171037

297

1-1967

0208

政府カ從來油田調査事業ニ支出シタル經費ノ處
分法如何

協議經過

處分法ニアリ即一ハ單ナル油田事業補助ノ
意味ニ於テ政府ノ權利ヲ放棄スルコト(農)
一ハ政府ノ出資(大)又ハ貸與(外)ノ形式ニ於
テ之ヲ新會社ニ對スル政府ノ權利トシテ
保留スルコトニナリ

一、右ニ對シ法律上ヨリ論スレハ政府ノ權利ハ
之ヲ放棄シ難シ其理由トスル所ハ補助ノ
意味ニ於テ財産ヲ拋棄スルハ實質上
歳入歳出ノ混同トナリ採用スヘカラス而シテ
政府支出金ノ大部分ハ試掘井ノ掘費ニ注

採油、送油及貯油装置等ニ使用セラレ鐵
管、タング、唧筒、船舶及掘鑿機械等ハ
事業上利用ニ得ヘキ狀態ニ於テ現存シ
充分ノ財産價値ヲ有スト認メサルヲ得ス
而シテ之等ノ政府財産中ニハ固有財産法
上ノ固有財産タル不動産(採油、送油及貯
藏 装置)船舶等アリテ法規上任意ニ
之ヲ拋棄シ又ハ無償貸付ヲ為スヲ得ル
モノトス而シテ器具、機械其他物品ニ屬シテ
固有財産法上ノ固有財産ト認メ
難キモノアリト雖トモ斯ル場合ニ於テハ
等シク重要ナル固有財産ナルヲ以テ法規
ノ精神ヨリテ固有財産ト同様ニ取扱ハ

MT

171037

300

MT

171037

299

1-1967

0209

サルヘカラサルハ言フ俟タス蓋シ試掘井及
之等ノ器具機械等ハ相互ニ関聯シテ有
効ニ今後モ事業トシテ使用シ得ヘキモノナレハ
一括シテ取扱フヲ適當トスヘケレハナリ故ニ
政府ハ適當ノ評價ノ下ニテ新會社ニ
出資スルカ 新會社ヲレテ買収セシムルカ
又ハ相當ノ料金ヲ徴収シテ貸付スルヲ要
ス、而シテ政府カ油田ノ為メ支出シタル經費
總額約五百十萬円中事務費及地質調
査費合計約五十萬円ヲ除ク四百六十萬円ハ
試掘井ノ掘鑿^及其設備並附帯施設ニ
使用セラレ且ラ相當多量ノ採油ニ利用セラレ
得ル以上一應相當多額ノ評價ヲ有スヘキ

モト推測スルヲ得(大)

二、右ニ對シ農高務者側ノ意見ハ既往ニ於ケ
ル政府ノ出資ハ其ノ性質上新會社ニ之ヲ
負担セシムルハ女畜ナラサルノミナラス之ヲ法律
上國有財産トシテ取扱フヘトノ説ニモ首肯
シ難シ又政府出資ノ特種會社トスルニトハ
將來企業ノ繁達ヲ阻害スルノ惧アルヲ以テ
絶對ニ賛同シ難シ
以上何レノ点ヨリ見ルモ政府ハ從來ノ出資ヲ
拋棄シ純然タル民營會社トシテ設立セシ
ムルヲ可トスト言フニ在リ
三、今假リニ第一項ニ從フトセハ處分方法ハ尤ノ
四項ノ何レカニ歸着ス

MT

171037

302

MT

171037

301

1-1967

02:00

(イ) 政府ノ器具、機械及試掘井ハ之ヲ新會社ニ讓渡スルカ(農) (假ニ政府ノ器具、機械及不動産等ヲ評價スルトスルモ其ノ現在ニ於ケル之等ノ新設費ヲ標準トシテ之ヲ算出ス可キモト認めラル、ヲ以テ其ノ評價ハ尤進大ナラサルヘク從ワラズ之ヲ會社ニ讓渡スルモ會社カ多大ナル負擔ヲ増加スヘシトハ思考セラレス)

(ロ) 上記ノ費用トシテ政府ハ必要アレハ新會社ニ對シ低利資金ヲ融通スルカ(農)

(ハ) 政府ノ財産ヲ無償(外)又ハ有償(大)ニテ貸付スルカ

(ニ) 政府ノ財産ヲ適當ニ評價レ之ヲ新會社

ニ對スル政府ノ出資トシ之ニ對シテハ尙分其ノ配當ヲ免除スルカ(大)

而シテ右ノ内(イ)項ノ低廉ナル評價ハ程度問題ナルモ法外ナル評價ハ法規上許ヤレス從テ新會社カ其ノ讓渡ヲ受クレハ結局會社ノ負擔ヲ増加シ又(ロ)項ノ低資融通ハ今直ニ其ノ能否ヲ定メ難キモ預金貸付法規ニ依リ實施相當困難ナラン又之ヲ貸付スルトスルモ相當ノ利子ヲ必要トセン

又(ハ)項ノ無償貸付(外)ノ件ハ法規上実行シ難ク之ヲ有償貸付トスルハ差付ナキモ斯ノ如キハ結局會社ノ負擔増加トナルヘキヲ以テ(ニ)項ノ方針ニヨリ處理スルヨリ外手

MT 171037

304

MT 171037

303

1-1967

02 : :

段ナカルヘエトノ大体意見ナルモ此ノ点ニ関
シテハ前段記述ノ如ク根本的ノ意見一致
セサルモノアリ

四、但シ政府財産ノ評價如何ハ實際問題
トシテ困難ナラムモ主義トシテハ北辰會ノ
財産評價ト相関聯スルヲ以テ一方ニ厚
ク他方ニ薄キコトナク雙方均衡ヲ失セ
ザルヲ要ストノ意見アリ
之ニ對シ農商務省側ノ見解ハ従来ニ於
ケル政府ノ出費ハ企業者トシテノ立場ニ
於ケル北辰會ノ出資トハ全然性質ヲ異
ニスルヲ以テ彼此ノ間ニ權衡問題ヲ顧慮
スル要ナシト言フニ在リ

五

五、而シテ政府カ其ノ所有財産ヲ新會社ニ出資
トナスニハ別ニ法律ノ制定ヲ要シ又新會社ノ
經營ヲ容易ナラシムルノ主旨ニ於テ政府持
株ニ對シ一定期間其ノ配當免除ヲ要スト
セハ何等カ理由ノ説明ヲ要セン(大)
六、尚ホ政府カ株主トナル場合ニモ其發言權
カ餘リ強カラサル程度例ハハ總株數ノ三分
一乃至四分ノ位ハ株數ヲ限度トスルコトハ日
露交渉ノ成行き及協約ノ精神ニ鑑ミ必要
トセン(外)

石油石炭事業ヲ單一會社トシテ經營セシムルヤ
否ヤ

MT

171037

306

MT

171037

305

1-1967

02:2

協議經過

- 一、實際問題トシテハ別個ノモノトシテ經營セシムルヲ可トスルニ一致
- 二、石油石炭ヲ別個ニ經營セシムル場合ニハ政府ノ援助ヲ附與スル程度ニ於テ石炭ニ對シ甚シク均衡ヲ失ハサル様考慮ヲ必要トス（陸）
- 三、法律及勅令ニ關シテハ單行法律ヲ制定シ同一勅令事項ニ於テ石油ト石炭トヲ區別シ置クヲ可トスルニ一致
- 四、三菱ハ従来多額ノ經費ヲ支出シ居リ之ヲ其儘資本金ニ繰入ル、時ハ負擔過重トナリ經營不可能ナルカ故ニ此ノ支出額ヲ政府ニ負擔セシムルカ又ハ石油ト石炭トヲ合同

六

事業トセンコトヲ希望シ居ルカ如キモ之カ為ニ獨立ノ石炭會社カ成立シ得サルモノトハ豫想サレヌ又若シ三菱トノ契約ニ基キ其設備ヲ買上クルトセハ三菱ハ事業ト共ニ其ノ根據ヲ全然失フコトナルヲ以テ三菱カ石炭事業ヲ放棄スヘシトモ思ハレサルモ「スタール」處分問題モアリ實際問題トシテハ相當困難ナル事態アルヘシ

スタールノ處分ニ就キ政府ハ如何ナル態度ヲ採ルヘキヤ
協議

- 一、スタールノ鑛業權ハ法律上消滅シタルモノナルヲ以テ法規上ヨリスタール政府ハ直接關係ナク又新會社トシテモ直接關係ナキヲ以テ本件ハ北

MT

171037

308

MT

171037

307

1-1967

02:13

- 辰會ト「間」間ニ解決セシムルヲ可トスルニ致
- 二、北辰會ニ於テハ「ス」ニ支拂フ賠償金ヲモ包含シテ二百五十万円位ニ評價シアリト言フ、此等ノ評價ハ實際問題トシテ新會社トノ關係トナルヲ以テ其ノ當否ヲ言明シ得サル次第ナルモ北辰會カ實質上新會社ノ主腦部ヲ構成スルコトナレハ其ノ間ノ協定必スシモ困難ナラサルヘシ
- 三、政府カ積極的ニ干渉スル時ハ「ス」ヲ增長セシメ要求ヲ過大ナラシムル惧アリ但シ是等ヲ考慮シ新會社設立前ニ「ス」ヲ處分セシムルコト便利ナルヘシ
- 四、三菱トノ關係ニ付テモ之ニ準テス

六

新會社ノ株主ト旧企業團トノ關係如何

協議經過

- 一、旧企業團ノ組合員カ發起人等ニ成ラサレハ實際問題トシテ新會社ノ設立ハ困難ナルヘシ然レトモ此ノ際旧企業團ノ財産ヲ過大ニ評價シテ之ニ引渡スカ如キコトナカラシムルヲ要ス
- 二、政府ハ新旧両當事者ヲシテ最モ合理的ニ折衝セシムル如ク指導スルノ必要アリ
- 三、石炭ニ關シテ推薦會社ヲ一個トスレハ事實上三菱系及従来ノ小企業團カ其ノ主体トナルヘク又三菱トシテモ右企業團トノ合同マ

MT

171037

310

MT

171037

309

1-1967

02:14

異存ナキ模様ナリト雖モ是等國体ノ獨占
的参加ハ或ハ問題ノ種トナルノ恐アルヲ以テ
将来ノ營業見込ハ別トシ原則トシテハ石油
ト同様ニ一般國民モ企業参加ニ関シ均等
的機会ヲ與ヘラレ、株處置スルヲ可トス

三菱以外ノ石炭小企業家ニシテ後來露人ト提
携シ来レル者ニ對スル處置如何

協議經過

一 條約上ノ見地ヨリスレハ石炭ニ就テ二個以上ノ
會社ヲ政府カ推薦スルコト必スレモ不可ナラ
サルモ利權細目ノ交渉上ノ關係モアリ、寧ろ口
之ヲ三菱團ニ合係シテ一個ノ新會社ヲラビム

ルヲ可トセン(外)

二 此場合ニ於テモ露人トノ關係ヲ絶ツ点ニ考
慮ヲ要ス

利權ノ細目交渉ニ當ルヘキ中心人物ハ如何ナル方面ヨ
リ物色スヘキヤ

協議經過

- 一 企業組合及北辰會カ新會社ノ主腦ヲ
構成スルトセハ自ラ範圍モ限定セラレ、次第
ナレモ位置、實力共ニ中心タリ代表タリ得ル
適當ノ人物ヲ選定セシメサルヘカラス
- 二 若シ利權契約開始迄ニ會社成立セサル
場合ハ政府ニ於テ將來成立スル會社ノ代

MT 171037

312

MT 171037

311

1-1967

02:5

表人物ヲ推薦シ之レト勞農倒ト折衝セ
レムルヨリ外ナカラシ

法律及勅令ニ関シテハ如何

協議經過

- 一 獲得利権ヲ有効ニ開示スルニハ或ル程度迄政府ノ干渉ヲ必要ト認メ一種ノ特別會社ヲ設テスルノ趣旨ニ於テ法律及勅令ヲ必要トスルコトニ意見一致ス
- 二 法律案及勅令案ノ要綱ニ関シ便宜上農商務省案(未定稿)ヲ基礎トシ協議セリ
- 三 法律案ニ就テハ左ノ二点問題トナル

イ 本法律ノ適用地域

- ロ 本法律ノ適用事業
 (イ)ニ就テハ明治三十三年法律第八十七號ノ如ク廣ク外國ト規定スルハ現令ニ於テハ餘リ勅令ニ委任スル範圍カ廣汎ニ過クトノ意見アリ結局地域ヲ北樺太ニ限定スルヲ可トスルコトニ一致ス (ロ)ニ就テハ漁業、林業、如キモノハ本法ノ適用ヲ受ケルニ必要ナク又北樺太ニ於ケル鑛業ノ實際ニ鑑ミ鑛業ヲ更ニ局限シテ石油石炭ニ限ルノ必要モナカルヘシト言フニ一致ス
- 四 勅令案要綱ニ就テハ古ノ追加案アリ
- イ 會社ノ資産ヲ外國借款ヲ擔保トナサ

MT 171037

MT 171037

1-1967

02:16

シメサルコト

口、會社ノ重要資産ヲ外國人ニ讓渡セシメサルコト

ハ、會社ノ利益カ一定ノ率以上ニ達シタル時

ハ相當ノ報効金ヲ納付セシムルコト

何レモ其ノ必要ナルコトニ意見一致ス

五、會社カ勅令ニ依ル義務ニ違反シタルトキノ

制裁ノ件問題トナリタルモ結局、要綱第

二項ノ役員ノ解任及政府配當金免除ノ

特典撤廃ヲ以テスル程度ニテ一應原案

ヲ製スルコトニ意見一致

六、出油量、武振等ニ関スル政府ノ意思ハ

要綱第四項ノ事業計畫案ヲ認可ス

ル際ニ之ヲ表示シ得ルヤノ疑問アリタリ

勅令制定ノ際研究ヲ要ストノ意見ニ一

致ス

七、報効金ノ件ハ勅令中ニ規定スルヲ不可ト

スルノ外交上ノ理由アリハ會社推薦條件

中ニ入レテモ可ナルヘシトノ意見アリシモ外

交上ハ別段差支ナカルヘシトノ外務省側ノ

説明アリタリ

八、右ノ外政府カ會社ニ出資スル事ニ決セハ

國有財産法上ノ見解ヨリ出資ニ関スル

事項ハ直接法ヲ必要トスルコトアルヘシ

ト、大藏省側ノ意見アリ、又一定期間配

當免除ノコトモ法律ニ規定スル必要アル

ヤ、知レストノ注意ヲ要ス

MT

171037

316

MT

171037

315

1-1967

02:07